



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

J. フロント リテイリング株式会社

サステナビリティファイナンス・フレームワーク

据置



発行体／借入人	J. フロント リテイリング株式会社（証券コード:3086）
評価対象	J. フロント リテイリング株式会社 サステナビリティファイナンス・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶1. J. フロント リテイリング株式会社の概要

J. フロント リテイリング株式会社（JFR）は、百貨店の大丸、松坂屋やパルコ等を中核事業とした持株会社である。グループ企業である大丸松坂屋百貨店は全国の主要大都市を中心に 15 店舗、パルコは商業ビルの「PARCO」等を渋谷、池袋、名古屋を始めとして国内で 16 店舗を展開している（2024 年 6 月末時点）。また、銀座エリア最大の商業施設「GINZA SIX」も手がける。大都市拠点を中心に再開発等を通じて基盤強化を図る一方、店舗網の見直しも進めている。売上収益に占める事業別構成比（24/2 期）では、百貨店事業 59%、SC（ショッピングセンター）事業 14%、デベロッパー事業 16% と、百貨店を主体としつつ、その他の事業も一定の規模を有する。

▶▶▶2. JFR の ESG 経営及びサステナビリティに向けた取り組み

JFR は、「先義後利」「諸悪莫作・衆善奉行」という社是のもと、顧客を始めとするステークホルダーの「Well-Being Life」の実現に向けた事業活動に取り組んでいる。これは、前身である大丸と松坂

屋において、創業以来、常に顧客に謙虚であること、諸悪を犯すことなく善行を行うこと、等の精神を受け継ぎ実践されてきたものである。社是は、「お客様第一主義」「社会への貢献」を意味し、ステークホルダーのことを考え抜き行動することが社会価値と経済価値を両立する共通価値の創造であるとの考えのもと、企業戦略とサステナビリティを一体化させた取り組みの推進に注力している。

JFR は、「2024～2026 年度 中期経営計画」（現中計）の策定とあわせて、2030 年の目指す姿を描き、社是や基本理念等を踏まえ、事業活動を通じて社会に提供する価値として、「感動共創」「地域共栄」「環境共生」の 3 点を掲げている¹。また、マテリアリティの見直しも行っており、2030 年のありたい姿からのバックキャストや情勢変化等を踏まえ、マテリアリティを 5 項目に整理するとともに、グループ社員がサステナビリティ課題を自分ごととして捉えるべく、能動的な表現に変更されている。グループとして目指す方向性は不変であり、サステナビリティと企業の持続的成長の両立を志向している。

▶▶▶ 3. サステナビリティファイナンス・フレームワークについて

今般の評価対象は、JFR が債券又は借入金（本フレームワークに基づく資金調達を総称して「サステナビリティファイナンス」）により調達する資金を、環境改善効果及び/又は社会的便益を有する資金使途に限定するために定めたサステナビリティファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCR は、本フレームワークが「グリーンボンド原則²」、「ソーシャルボンド原則³」、「サステナビリティボンド・ガイドライン⁴」、「グリーンローン原則⁵」、「ソーシャルローン原則⁶」、「グリーンボンドガイドライン⁷」、「グリーンローンガイドライン⁸」及び「ソーシャルボンドガイドライン⁹」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって規制ではないことから、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

JFR は、2021 年度にサステナビリティボンド・フレームワークを策定しており、今般は当該フレームワークの改定を受けたレビュー評価となる。通常のレビュー評価においては、変更された点に着目して、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に照らして適切か、また原則・ガイドライン等へ引き続き適合しているかを確認する。他方、本フレームワークでは、事業活動の前提である中期経営計画やマテリアリティ等が一部改定されたこと、調達資金の使途対象が大幅に拡充されていること等を踏まえ、新規評価に準ずる枠組みを一部援用して評価を実施している。

JFR は、今般のレビューにあたり、本フレームワークに基づく調達手段について、従前対象としていた債券に加えて借入金まで拡張しているが、一般的な運用であり特段問題はない。

¹ JFR ウェブサイト (https://www.j-front-retailing.com/ir/policy/management_plan.html) を参照

² International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021" (<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>)

³ ICMA "Social Bond Principles 2023" (<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/>)

⁴ ICMA "Sustainability Bond Guidelines 2021" (<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/sustainability-bond-guidelines-sbg/>)

⁵ Loan Market Association (LMA), Asian Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023" (<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>)

⁶ LMA, APLMA, LSTA "Social Loan Principles 2023" (<https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/>)

⁷ 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2024 年版」 (<https://www.env.go.jp/content/000264120.pdf>) を参照

⁸ 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024 年版」 (<https://www.env.go.jp/content/000264120.pdf>) を参照

⁹ 金融庁 「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版」 (<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>) を参照

JFR は、調達した資金について、あらかじめ本フレームワークで定められた適格クライテリアを満たすグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに対するファイナンス又はリファイナンスに充当する予定である。また、適格プロジェクトの実施に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている。以上より、JCR は本フレームワークにおける資金用途について、十分な環境改善効果及び社会的便益が見込まれると評価している。

プロジェクトの選定プロセス、資金管理体制及びレポーティングについては改定前のフレームワークから大きな変更はなく、引き続き適切に構築されていると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金用途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンローン原則」、「ソーシャルローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」及び「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

目次

■評価フェーズ1：グリーン性・ソーシャル性評価

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. プロジェクトのグリーン性・ソーシャル性について
 - (1) 個別のプロジェクト・取り組みの概要
 - (2) 資金使途の環境改善効果について
 - (3) 資金使途の社会的便益について
2. 環境・社会に対する負の影響について
3. SDGs との整合性について

■評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

■評価フェーズ3：評価結果（結論）

I. 調達資金の使途
【評価の視点】

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすプロジェクト、もしくは社会的便益をもたらすプロジェクトに充当されることを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られていることについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JFRが本フレームワークで資金使途とした全10項目の資金使途は、いずれも同社グループの経営方針に合致し、且つマテリアリティに貢献する重要な施策であり、環境改善効果、又は社会的便益が期待される。

資金使途にかかる本フレームワーク

調達資金は、当社及び当社グループにおける適格クライテリアを満たすプロジェクトのための新規支出またはリファイナンスに充当します。リファイナンスについては調達から遡って 2 年以内の適格プロジェクトへの支出を対象とします。なお、適格とするプロジェクトには化石燃料の利用を維持するための設備や取り組みを含めないこととします。

【適格クライテリア】
① グリーンプロジェクト

グリーンプロジェクト カテゴリー	適格クライテリア
グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のいずれかの認証取得済又は今後取得予定の不動産の建設・取得 <ul style="list-style-type: none"> ・ LEED : Platinum, Gold, Silver (LEED BD+C の場合は v4 以降) ・ CASBEE※ : S, A, B+ <ul style="list-style-type: none"> ※ CASBEE-建築 (新築)、CASBEE-不動産、自治体版 CASBEE ※自治体版は工事完了日から3年以内のものに限る ・ BELS (平成 28 年度基準) : 5 つ星、4 つ星、3 つ星 ・ BELS (令和 6 年度基準) : <ul style="list-style-type: none"> ✓ 非住宅 : レベル 6、レベル 5、レベル 4 ✓ 再エネ設備がない住宅 : レベル 4、レベル 3 ✓ 再エネ設備がある住宅 : レベル 6、レベル 5、レベル 4、レベル 3 ・ ZEB/ZEH/ZEH-M (nearly, ready, oriented を含む) ・ DBJ Green Building 認証 : 5 つ星、4 つ星、3 つ星 ・ 東京都建築物環境計画書制度 (2020 年度基準以降) における以下のレベル <ul style="list-style-type: none"> ✓ 非住宅 : 建築物の熱負荷の低減/省エネルギーシステム いずれも評価段階 2 以上 ✓ マンション : BEI 0.8 以下 (2025 年度基準で★★★★以上)

再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電における設備投資 <ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得 ・施設建設や拡張、設備購入・設置 ・運営、保守・管理 ● 再生可能エネルギー由来電力の購入費用
クリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> ● 社用車のEV化 ● EV充電スタンドの設置・更新
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> ● LED照明や空調など高効率機器への切り替え ● エネルギー効率性向上又は環境負荷軽減を目的とした資産の取得又は改修工事（改修工事計画時点で30%以上の削減効果が認められるもの）
リサイクル、汚染防止	<ul style="list-style-type: none"> ● バイオマス使用レジ袋・リサイクル素材使用紙袋の購入 ● 顧客参加型のリサイクルキャンペーン「エコフ」活動の実施 ● 「AnotherADdress」事業で取り組むサーキュラー・エコノミー型プロジェクト
生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 店舗屋上等の緑化および維持 ● 再開発計画敷地内の緑化および維持 ● 都市公園の造成を通じたエコロジカル・ネットワークの形成に資する都市の緑地空間整備および維持

② ソーシャルプロジェクト

ソーシャルプロジェクト カテゴリー	適格クライテリア	対象となる人々
地方創生	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティの活性化への取り組みにかかる費用 <ul style="list-style-type: none"> ・神戸・旧居留地における賑わいと歴史的環境に配慮した風格ある都市景観の形成を企図した賃借費用 ・ローカルコンテンツの発掘・発信 	店舗の所在するコミュニティ
創業・事業承継支援	<ul style="list-style-type: none"> ● JFR MIRAI CREATORS Fundによるスタートアップ企業への投融資 ● Pride Fundによる事業承継課題を持つ地域中小企業への投融資 	スタートアップ経営者 起業家 中小企業経営者とその従業員
ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 人財開発や雇用推進に資する対応 <ul style="list-style-type: none"> ・公募型カリキュラム JFR カレッジ ・女性のためのキャリアアップフォーラム ・障がい者が活躍できる職場環境の整備 ・人権、倫理に関する社員教育 	当社グループ全ての社員
共生社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的障壁解消に向けた対応 <ul style="list-style-type: none"> ・店舗など当社グループ関連施設への設備投資 ・社員研修 ● ビジネスと人権に関する取引先研修 	当社グループ関連施設を利用する全ての人々 当社グループ全ての社員 取引先

【本フレームワークに対する JCR の評価】

1. プロジェクトのグリーン性・ソーシャル性について

(1) 個別のプロジェクト・取り組みの概要

適格プロジェクト区分ごとに評価を行うにあたり、現時点で想定されている具体的な用途対象プロジェクトとして、ザ・ランドマーク名古屋栄の開発事業（旧・錦三丁目 25 番街区計画）について、本項において概要を記載する。

物件名称	ザ・ランドマーク名古屋栄
所在地	名古屋市中区錦三丁目 2501 番 1・2、2514
敷地面積	約 4,866 m ²
延床面積	約 109,700 m ²
階数・高さ	地上 41 階・地下 4 階・塔屋 1 階 高さ：約 211m
構造	地上：鉄骨造 地下：鉄骨鉄筋コンクリート造
主要用途	ホテル・オフィス・シネコン・商業施設・駐車場
事業者	三菱地所株式会社 J. フロント都市開発株式会社 日本郵政不動産株式会社 明治安田生命保険相互会社 株式会社中日新聞社
新築施工者	株式会社竹中工務店
工事着手	2022 年 7 月
竣工／開業	[竣工] 2026 年 3 月（予定）／[開業] 2026 年夏頃
環境認証	CASBEE 名古屋 S ランク（予定）

図表 1：ザ・ランドマーク名古屋栄の概要¹⁰

当該施設は、名古屋市が 2016 年に策定した「栄地区グランドビジョン」¹¹で掲げたまちづくりの方針に沿ったものである。当該ビジョンの中で、当該施設が位置する錦三丁目 25 番街区は、一等地でありながらも高度利用が十分でない点が課題として認識されており、商業・滞在・文化等の様々な機能導入を通じた特色ある交流拠点づくりを目指すとともに、周辺の道路・公園・地下街との一体性に配慮した再開発を推進する方針が示されている。その上で、当該敷地の一角を保有していた JFR グループ（当時の保有主体は大丸松坂屋百貨店）と名古屋市が 2019 年に開発推進に関する基本合意を締結¹²し、当該計画が開始された経緯にある。

当該施設は、民間事業者 5 社の連携によりプロジェクトが進められており、竣工後は、当該 5 社が区分所有の形態で保有・運営する。機能面では、「名古屋の新たなランドマークとなる国内外の文化・交流価値創造拠点」をコンセプトに、ホテル、オフィス、シネコン、商業施設の 4 用途が集積する。また、誘致しているテナントも、ラグジュアリーブランドのホテル、当該エリア初のシネコン、近隣

¹⁰ 当該施設の開発事業者連名によるリリース（<https://www.jfcd.co.jp/assets/pdf/home/news240724.pdf>）等を参照

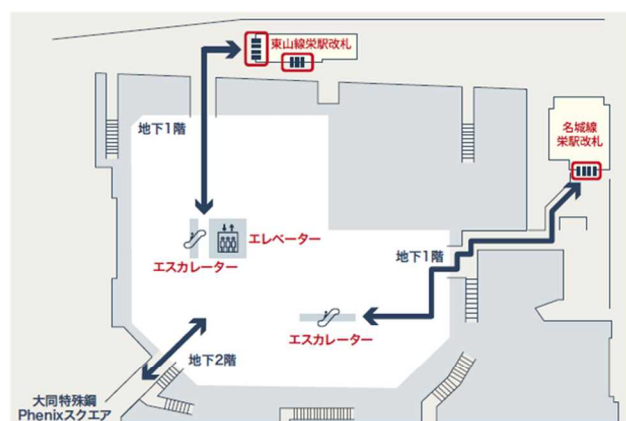
¹¹ 名古屋市では、当該ビジョンを策定するにあたり、リニア中央新幹線の開業による将来的な人流の活性化を機会として捉え、名古屋都心部の更なる魅力向上を企図する観点を踏まえてビジョンの策定に至ったものである（<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000047604.html>）

¹² 名古屋市 ウェブサイト（<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000113369.html>）を参照

に競合店舗がないラグジュアリーモール等、これまで同地区に十分に呼び込めていなかった多様な属性の利用者を誘引することが企図されている。

当該施設の環境面のスペックについては、名古屋市建築物環境配慮制度（CASBEE 名古屋）でSランク取得を予定している等、優れた環境性能を有する設計となっている¹³。また、その他の観点では、計画敷地内での緑地整備に関して、規制に定める水準（敷地面積の10%以上）を大きく上回る面積（約20%）につき、屋上広場等での緑化整備が計画されている。これらは、ゆとりある都市環境の創出、ヒートアイランド現象の緩和等への寄与は勿論のこと、当該施設に隣接する久屋大通公園の整備方針も念頭に、みどりの連続性に配慮がなされた取り組みである。

なお、前述の通り、当該施設はこれまでと異なる利用者層の誘引を企図しているが、施設設計の観点でも、人流の活性化への配慮がなされている。例えば、4つの大通りに面した地上と地下鉄や地下街との接続性を向上させるべく、地階に接続出口を設ける他、建物内に複数のエスカレーター・エレベーターを整備し、利用者が地上と地下をバリアフリーで自由に行き来できる歩行空間を整備し、利用者の回遊のしやすさに配慮した設計¹⁴としている。また、施設設計以外の観点でも、近隣のJFRグループのカード加盟店との連携により、当該施設の利用者がエリア全体を回遊しやすくする工夫もなされている。加えて、複数の防災設備を整備し帰宅困難者の72時間受入が可能な体制を構築することで、来訪者が安心して利用できる環境づくりにも配慮している。



▲ ザ・ランドマーク名古屋栄の施設断面図。2本の地下鉄や地下街と地下出口でつながる等、周辺施設とのアクセスに配慮された施設設計となっている。

◀ ザ・ランドマーク名古屋栄の周辺立地（赤部分が該当）。南北にのびる久屋大通公園に隣接し、複数の大通りに囲まれた名古屋都心の一等地。地下鉄も2路線にアクセス可能。

図表 2：ザ・ランドマーク名古屋栄の周辺立地及び施設断面図¹⁵

¹³ その他、当該施設内への地域冷暖房の導入によるエネルギーロスの最小化、BEMSの導入による省エネルギー化等の環境配慮がなされている（当該施設の特設サイト参照：https://office.mec.co.jp/pickup/project_nishiki3_25）

¹⁴ 当該施設に隣接する久屋大通公園一帯の開発方針として、「栄地区グランドビジョン」の中で、「公共空間の再生」に向けた取り組みの一環として、地上と地下の連続性の強化がうたわれている。この点も踏まえる形で締結された前出の基本合意の中でも、当該施設の開発方針に関する名古屋市側の要望として、「バリアフリー動線の確保」が要件の一つとして提示されており、当該施設も、かかる自治体側の意向を踏まえて設計がなされている。

¹⁵ 当該施設の特設サイト（https://office.mec.co.jp/pickup/project_nishiki3_25）を基にJCR作成

(2) 資金使途の環境改善効果について

① 資金使途 1：グリーンビルディング

資金使途 1 は、適格クライテリアを充足する環境認証を取得済、もしくは今後取得予定の新規／既存物件の建設又は取得に係る支出である。対象となる物件はいずれも環境認証の観点で一定以上の水準を取得・確保していることから、いずれの資金使途についても環境改善効果が見込まれる。本資金使途は「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「地域、国または国際的に環境性能のために認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング¹⁶」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」に例示される資金使途のうち、「グリーンビルディングに関する事業」に該当する。

JFR が本フレームワークにおいて資金使途とするグリーンビルディングの環境認証・基準の詳細は後述のとおりであるが、いずれも地域、国又は国際的に認知された環境認証、もしくはそれに準ずる基準である。十分な環境改善効果が見込まれ、資金使途として適切であると JCR は評価している。

LEED (エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ)

LEED とは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会 (USGBC) によって開発及び運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。LEED は、Leadership in Energy and Environment Design の頭文字をとったものであり、1996 年に草案が公表され、数年に 1 度アップデートが行われている。現在では v4 及び v4.1 が運用されており、2025 年には v5 が登場する予定になっている。

認証の種類には、BD+C (建築設計及び建設)、ID+C (インテリア設計及び建設)、O+M (既存ビルの運用とメンテナンス)、ND (近隣開発)、HOMES (ホーム)、CITIES (都市) の 6 種類がある。認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum (80 ポイント以上)、Gold (60～79 ポイント)、Silver (50～59 ポイント)、Certified (標準認証) (40～49 ポイント) である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が高いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。

以上を踏まえるに、JFR が適格クライテリアとして定める Silver 以上の水準は、高いエネルギー効率を達成している建物が取得できる認証レベルと考えられ、十分な環境改善効果を有し資金使途として適切であると JCR は考えている。

CASBEE (建築環境総合性能評価システム)

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称 (Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency) の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

¹⁶ 日本証券業協会「グリーンボンド原則 2021 グリーンボンド発行に関する自主的ガイドライン 2021 年 6 月 (2022 年 6 月付録) 改訂」(https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/Translations/Japanese-GBP-2021_Appendix-1-2022-010822.pdf) を参照

CASBEE-建築（新築）の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の4分野における評価項目について、建築物の「環境品質」（Q=Quality）と建築物の「環境負荷」（L=Load）の観点から再構成のうえ、Lを分母、Qを分子とするBEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、Sランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、Cランク（劣る）、の5段階（CASBEE-不動産はSランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、Bランク（必須項目を満足）の4段階）に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

CASBEE-不動産は、CASBEEにおける建物の環境評価の結果が、不動産評価の際に活用されることを目的として開発されたものであり、不動産評価に関連が強い項目に絞って評価基準が策定されている。CASBEE-不動産の評価項目は、(1)エネルギー／温暖化ガス、(2)水、(3)資源利用／安全、(4)生物多様性／敷地、(5)屋内環境の5つである。評価手法は、①主要な世界の評価ツールの重み付けの整合性を取る、②加点方式とする、③必須項目5項目、加点項目16項目とし、満点時に100点とする、④必須項目を満たさなければ、評価の対象外とする等である。

自治体版CASBEEは、建築物に対して、地域特性に応じた環境配慮を実現すべきとの考えのもとに開発されたものであり、政令指定都市を中心に、「建築物環境配慮制度」の届出制度等に活用されている。その中で、自治体の考え方や地域特性に応じて、CASBEE-建築で使用される評価ソフトの計算結果に従って評価が行われる。また、本フレームワークではルックバック期間を工事完了日より3年としており、CASBEE-建築（新築）の有効期間と一致している。以上より、自治体版CASBEEもCASBEE-建築と同等の環境改善効果があると判断できる。

以上を踏まえるに、JFRが適格性基準として定めるCASBEE-建築（新築）、CASBEE-不動産又は自治体版CASBEEにおいてB+ランク以上の建物は、CASBEE-建築（新築）においてはBEEが1.0以上であり、「環境負荷」に対して「環境品質」が明確に上回る物件である。またCASBEE-不動産においても、計測の基準はBEEではないものの、従来のCASBEE-建築等におけるB+相当以上の性能を有する物件である。これらを踏まえ、総じて十分な環境改善効果を有し資金使途として適切であるとJCRは考えている。

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELSとは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果はBEI（Building Energy Index）によってレベル分けされる。BEIは、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成28年度基準）では、1つ星から5つ星の5段階で評価されており、3つ星は誘導基準を満たしている。

2024年4月1日施行の建築物省エネルギー法の改正を受け、2,000㎡以上の非住宅大規模建築物を対象として省エネ基準が厳格化された。改正後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が2024年4月に改定され、BELSに新基準（令和6年度基準）が導入された。新基準では、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅は、

レベル6（消費エネルギー削減率が50%以上）～レベル0（消費エネルギー削減率が0%未満）の7段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅は、レベル4（消費エネルギー削減率が30%以上）～レベル0（消費エネルギー削減率が0%未満）の5段階で評価される仕組みとなっている。新基準のBELSのレベル4（消費エネルギー削減率が30%以上40%未満）以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物に付与されており、一部用途では誘導基準となっている。また、住宅は従来同様、消費エネルギー削減率0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

JFRが適格性基準として定めるBELS（平成28年度基準）における3つ星以上の建物、及びBELS（令和6年度基準）におけるクライテリア（非住宅：レベル6～レベル4 | 住宅（再エネ設備あり）：レベル6～レベル3 | 住宅（再エネ設備なし）：レベル4～レベル3）は、いずれも誘導基準（非住宅：0.7～0.6以下 | 住宅：BEI値0.8以下）を上回る環境性能を有することとなり、十分な環境改善効果を有し資金使途として適切であるとJCRは考えている。

ZEB (Net Zero Energy Building)

ZEB (Net Zero Energy Building) は、建築物における一次エネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上、エネルギーの面的利用、オンサイトでの再生可能エネルギーの活用等により削減し、正味（ネット）でゼロにすることを旨とした建築物である。ZEBには、①ZEB（省エネ（50%以上）+創エネで100%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物）、②Nearly ZEB（省エネ（50%以上）+創エネで75%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物）、③ZEB Ready（50%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物）、④ZEB Oriented（延べ面積10,000㎡以上で、事務所・学校・工場等の場合は40%以上、ホテル・病院・百貨店・飲食店・集会所等の場合は30%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物）の4段階があり、いずれの省エネ性能も後述するBELSの5つ星に相当する。

JFRでは、本フレームワークにおいて、建築物の省エネ性能を示す指標（BEI等）がZEB基準の水準相当を満たす物件を適格クライテリアに含めている。ZEB基準相当（ZEB、Nearly ZEB、ZEB ready、ZEB Oriented）の建物は、BELS（令和6年度基準）に照らせば、工場等・事務所等・学校等であればレベル5相当以上、その他非住宅であればレベル4相当以上の環境性能を有することとなり、いずれの場合も資金使途として適切であるとJCRは考えている。



図表3：ZEBの定義¹⁷

¹⁷ 資源エネルギー庁「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」（2018年3月）

ZEH (Net Zero Energy House) ・ ZEH-M (Net Zero Energy House Mansion)

ZEHとは、Net Zero Energy Houseの略であり、広義では「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した集合住宅」を指している。

ZEHには、(1)『ZEH』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減)、(2)『Nearly ZEH』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減)、(3)『ZEH Ready』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から50%以上75%未満の一次エネルギー消費量削減)、(4)『ZEH Oriented』(再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減)の4段階がある。

また、JFRでは、通常のZEH基準に加えて、集合住宅のZEH基準を満たしたZEH-M (Net Zero Energy House Mansion)についても適格性基準として定めている。ZEH-Mには、(1)『ZEH-M』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減)、(2)『Nearly ZEH-M』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減)、(3)『ZEH-M Ready』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から50%以上75%未満の一次エネルギー消費量削減)、(4)『ZEH-M Oriented』(再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減)の4段階がある。

JFRが適格性基準として定めるZEHもしくはZEH-M認証(上記、(1)~(4)の4段階)の住宅は、基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減が必要であり、BELSにおける5つ星相当以上のBEI値を有することから、資金使途として適切であるとJCRは考えている。

DBJ Green Building 認証

株式会社日本政策投資銀行(DBJ)が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度である。評価結果は星の数で表され、評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」である。「Energy & Resources (建物の環境性能)」、「Amenity (テナント利用者の快適性)」、「Resilience (危機に対する対応力)」、「Community & Diversity (多様性・周辺環境への配慮)」、「Partnership (ステークホルダーとの連携)」の5つの大カテゴリーについて評価している。それぞれ5つ星(国内トップクラスの卓越した)、4つ星(極めて優れた)、3つ星(非常に優れた)、2つ星(優れた)、1つ星(十分な)で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCRは本認証についても、「グリーンボンド原則」で定義されるグリーンプロジェクト分類における「地域、国又は国際的に認知された標準や認証」に相当すると考えている。ただし、環境性能に限った認証ではないため、個別に環境性能に対する評価を確認することが望ましいと考えている。

DBJ Green Building 認証は、評価対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業を含めた総合的な評価に基づく認証である。環境及び社会に対する具体的な「優れた取組」を集約しながらスコアリング設計しており、不動産市場には評価対象に届かない物件が多数存在する。高評価のため

には、環境のみならず、建築物にかかわるすべてのステークホルダーにとって適切に配慮された建築物であることが求められる。

DBJ Green Building 認証の認証水準は、「環境・社会への配慮」において国内収益不動産全体の上位約 20%と想定されている。さらに、3 つ星までの各評価は、認証水準を超える物件のうち上位 10% (5 つ星)、上位 30% (4 つ星)、上位 60% (3 つ星) の集合体を対象としている。したがって、JFR が適格性基準として定める 3 つ星以上の建物は、不動産市場の中でも環境性能の高い物件に絞られていると考えられ、十分な環境改善効果を有し資金使途として適切であると JCR は考えている。

東京都建築物環境計画書制度

東京都建築物環境計画書制度は、一定規模 (2,000m²) 以上の建築物の建築主に建築物環境計画書の提出等を義務付け、建築主の提出した計画書等の概要を東京都のホームページで公表することにより、建築主に環境に対する自主的な取り組みを求めること、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の形成を図ること等を目的としたものである。本制度において計画書届出義務の対象となる建築物のうち、延べ面積が 10,000m² 超かつ住宅以外の用途 (工場等の用途を除く) の床面積の合計が 2,000m² 以上の建築物¹⁸の建築主においては、環境性能評価書の作成及び、物件の売却、賃貸、又は信託受益権を譲渡しようとする相手方に環境性能評価書を交付することが義務づけられている。

本制度の評価は、「エネルギー使用の合理化」、「資源の適正利用」、「自然環境の保全」、「ヒートアイランド現象の緩和」の 4 つの分野に関する 25 の評価項目から構成され、それぞれの評価項目に対し、段階 1~3 の 3 段階の区分によって評価するものとなっている。計画する建築物の環境配慮のための措置がどの「段階」に適合するかを建築主自身が評価・確認することを基本としており、段階 3 は「環境への配慮のための措置として環境への負荷の低減に著しく高い効果を有するレベル」、段階 2 は「環境への配慮のための措置として環境への負荷の低減に高い効果を有するレベル」、段階 1 は「環境への配慮のための措置として建築主が適合すべき最低限のレベル」として、各評価項目の評価基準が設定されている。本制度の評価基準は、国や都の定める省エネルギー基準の改定や再エネ設置基準等に合わせて定期的に見直されており、直近では 2024 年度施の制度で非住宅物件に対する省エネルギー基準の強化が実施されている。2025 年度施行の制度においては、住宅物件に対する省エネルギー基準や再生可能エネルギー利用設備設置基準等が新設されている。

JFR は、本制度における非住宅の適格クライテリアとして、建築物の断熱性能を評価する「建築物の熱負荷の低減」及び省エネルギー性能を評価する「省エネルギーシステム」の 2 つの項目について「評価段階 2 以上」であることを定めている。本制度の「省エネルギーシステム」における非住宅を対象とした基準は「評価段階 2 以上」において国の定める省エネルギー基準を上回るものが設定されている。また、JFR は、本制度におけるマンションの適格クライテリアとして、BEI0.8 以下 (2025 年度基準で★★★以上) であることを適格クライテリアとして定めているが、こちらは BELS の誘導基準を満たしており、省エネ性能を有する。

以上より、JFR が定めた東京都建築物環境計画書制度におけるクライテリアは、十分な環境改善効果を有し資金使途として適切であると JCR は考えている。

¹⁸ 2025 年度施行の本制度においては、環境性能評価書の作成・交付義務の対象となる建築物の規模が拡大されており、計画書届出義務の対象となる建築物 (延べ面積 2,000m² 以上の建築物の新築等) のうち、住宅以外の用途 (工場等の用途を除く) の延べ面積の合計が 2,000m² 以上の建築物で、売買・賃貸しようとする部分の延べ面積が、一の契約につき 300m² 以上となる建築物が対象となる

②資金使途 2：再生可能エネルギー

資金使途 2 は、太陽光発電における設備投資、及び再生可能エネルギー由来電力の購入費用である。本資金使途は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

JFR は、マテリアリティの一つに「環境と共に生きる社会をつくる」を設定しており、コミットメントとして、サプライチェーン全体の脱炭素化を掲げている。また、温室効果ガス（GHG）排出削減については、2050 年における Scope1・2・3 の GHG 排出量ネットゼロ、2030 年に Scope1・2 の GHG 排出量 60%削減を目標として設定している¹⁹。その他、再エネについては、2050 年までに事業活動での使用電力の 100%を再エネとすること、2030 年までに同 60%を再エネに切り替えることを標榜している。本資金使途は、JFR が掲げるこれらの目標に沿った取り組みが対象となっている。

太陽光発電を始めとする再エネは、2025 年 2 月に閣議決定された第 7 次エネルギー基本計画（エネ基）でも重要な役割を期待されている。エネ基によると、従来から日本の目標となっている 2050 年カーボンニュートラル（2020 年 10 月表明）実現に向けた野心的な GHG 排出量削減目標として、2035 年度/2040 年度にそれぞれ 60%/73%の削減（いずれも 2013 年度比）を掲げている。再エネについては、2023 年度における電源構成比で約 23%まで拡大しているが、今後も S+3E（安全、安定供給、経済効率性、環境適合）を大前提としつつ、再エネの主力電源化に徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すとしている。かかる目標達成に向けて、2040 年度における再エネの電源構成比率につき 4 割～5 割まで引き上げる必要があり、中でも最大の発電割合を占める太陽光発電は、日本における再エネ普及の中核を担う位置づけにある²⁰。

		2023年度 (速報値)	2040年度 (見通し)
エネルギー自給率		15.2%	3～4 割程度
発電電力量		9854億kWh	1.1～1.2兆 kWh程度
電源構成	再エネ	22.9%	4～5割程度
	太陽光	9.8%	23～29%程度
	風力	1.1%	4～8%程度
	水力	7.6%	8～10%程度
	地熱	0.3%	1～2%程度
	バイオマス	4.1%	5～6%程度
	原子力	8.5%	2 割程度
火力	68.6%	3～4 割程度	
最終エネルギー消費量		3.0億kL	2.6～2.7億kL程度
温室効果ガス削減割合 (2013年度比)		22.9% ※2022年度実績	73%

図表 4：エネ基における 2040 年度時点の電源構成の見通し²¹

JFR は、グループの CO₂ 排出の多くが店舗由来であり、その約 80%が電力使用由来であることを踏まえ、使用電力の再エネ由来電力への切り替えにより、CO₂ 含む GHG 排出量の削減を企図している。2019 年に 100%再エネ運営店舗としてオープンした大丸心齋橋店を皮切りに、関西・関東地区の店舗につき順次再エネへの切り替えを進めており、2030 年度のグループ目標（再エネ比率 60%）に向けて取り組みを進めている。当該取り組みについて、総じて環境改善効果を有していると JCR は考えている。

¹⁹ JFR ウェブサイト (<https://www.j-front-retailing.com/sustainability/materiality.html>) を参照

²⁰ 資源エネルギー庁「エネルギー基本計画の概要」（2025 年 2 月）

²¹ 同上

他方、JFR は、再エネに係る追加性の観点から、コーポレート PPA の取り組みについても検討している。従来、JFR は水力発電由来の再エネを中心に購入してきた。一方で、JFR が加盟する RE100 の定める追加性要件²²のもとで、発電所の運転開始時期に関する期日要件（15 年ルール²³）への対応が、2024 年 1 月以降の調達電力に対して求められている。日本国内の水力発電所は大半が運転開始から 15 年超経過しており、RE100 加盟各社が対応を迫られる中、JFR では、かかる追加性対応の観点から、水力由来以外の再エネ電力購入の検討とともに、PPA 導入の検討も進めている。現時点で具体的な案件は公表されていないが、店舗屋上の利用に加えて、土地取得を伴う形態も含めた様々な形を想定している。当該取り組みは、社会全体の再エネ発電容量の増加に寄与する点で追加性を有しており、環境改善効果を有すると JCR は考えている。

以上を踏まえ、JFR が資金使途とするプロジェクトはいずれも十分な環境改善効果を有すると考えられることから、資金使途として適切であると JCR は評価している。

③資金使途 3：クリーン輸送

資金使途 3 は、社用車の EV 化及び EV 充電スタンドの設置・更新である。本資金使途は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「クリーン輸送」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

JFR では、社用車の電気自動車（EV）への切り替えを進めている。2023 年度は社用車 21 台を EV に切り替え、累計 177 台（導入率 47.6%）を保有している。EV は、走行時に CO₂ 排出が発生しないことから、環境改善効果は高いといえる。また、JFR 子会社で、駐車場を運営する株式会社エンゼルパークは、無料で利用できる EV スタンド設置²⁴を進めており、2022 年度時点で計 10 台となった。また、同社では、2023 年 4 月より駐車場全館の使用電力を 100%再エネに切り替えており、使用電気の発電時の CO₂ 排出もゼロとなっている。以上を踏まえるに、同社における充電スタンドの設置は、EV の利用・普及の促進につながり得ることから、環境改善効果があると JCR は考えている。

なお、国際的イニシアティブや政策に目を向けると、Climate Bonds Initiative（CBI）が公表している“Land Transport Criteria”では、パリ協定で定められた 1.5°C 目標達成に向けて、2050 年にかけて乗用車に求められる CO₂ 排出上限量が規定されている。EV の走行時の CO₂ 排出量はゼロであり、CBI に定められた CO₂ 排出上限量以内であることから、基準に適合するものと考えられる。また、日本政府が 2020 年 12 月に公表した「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」²⁵では、遅くとも 2030 年代半ばまでに、乗用車新車販売で電動車 100%を実現すべく、特に 2030 年までの期間は EV 導入を強力に推進することを目指している。加えて、エネ基では、2035 年までに新車販売で電動車 100%を目指す他、2030 年までに充電インフラ 30 万口の整備を掲げる等、クリーンな輸送手段の整備を推進していく方針が明示されている²⁶。これらを踏まえるに、当該資金使途は、国際的イニシアティブや政策方針にも沿ったものである。

²² RE100 「TECHNICAL CRITERIA」 (<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-04/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2824%20March%202025%29.pdf>) を参照

²³ RE100 の技術要件の中で、運転開始日（試運転日）又はパワリング日から起算して 15 年以内の電源からの調達が求められている（総電力使用量の 15%までは要件の対象外とする等の例外措置あり）

²⁴ 久屋大通公園の地下駐車場（松坂屋名古屋店の地下入口に直結）に充電スタンドを併設している

²⁵ 経済産業省ウェブサイト (https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ggs/05_jidosha.html) 参照

²⁶ 資源エネルギー庁「第 7 次エネルギー基本計画」（2025 年 2 月）

以上を踏まえ、JFRが資金使途とするプロジェクトはいずれも十分な環境改善効果を有すると考えられることから、資金使途として適切であるとJCRは評価している。

④資金使途4：エネルギー効率

資金使途4は、LED照明や空調を始め高効率機器への切り替えに対する支出及びエネルギー効率性向上又は環境負荷軽減を目的とした資産の取得又は改修工事（改修工事計画時点で30%以上の削減効果が認められるもの）に対する支出である。本資金使途は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「エネルギー効率」「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「省エネルギーに関する事業」に該当する。

JFRでは、グループの運営店舗での設備更新・改装・新規出店にあわせて、省エネ効率の高い機器を順次導入している。グループの大丸松坂屋百貨店やパルコでは、各店舗で使用している照明を順次LED照明へ変更することにより使用電力及びCO₂の削減に努めており、2010年から2023年度までの累計で約189,700台をLED照明に切り替えている。今後も引き続き全店舗のLED化を目指して、着実に取り組みを進めていく方針である。

また、本フレームワークのもとで、30%以上のエネルギー効率改善又は環境負荷軽減が期待できる改修工事等も想定されている。エネルギー効率の削減率や環境負荷の軽減率として、30%の水準はグローバルな要求水準に照らしても遜色ないものであり、環境改善効果があるとJCRは考えている。

以上を踏まえ、JFRが資金使途とするプロジェクトはいずれも十分な環境改善効果を有すると考えられることから、資金使途として適切であるとJCRは評価している。

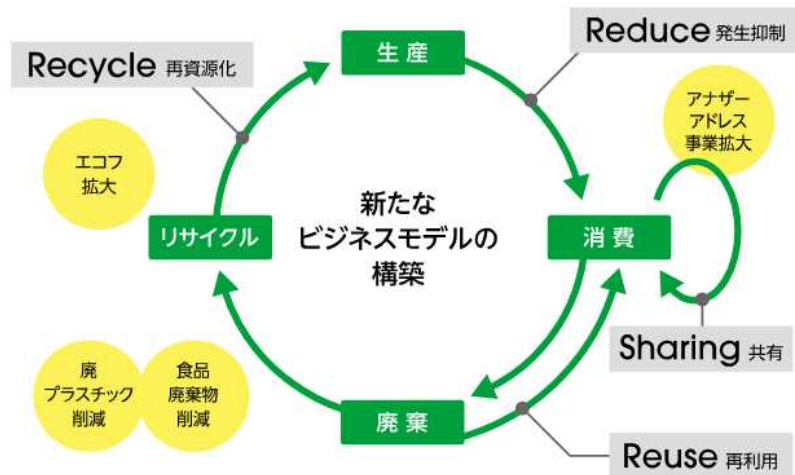
⑤資金使途5：リサイクル、汚染防止

資金使途5は、バイオマス使用レジ袋、リサイクル素材使用紙袋の購入、顧客参加型のリサイクルキャンペーン「エコフ」活動の実施、「AnotherADdress」事業で取り組むサーキュラー・エコノミー型プロジェクトに係る支出である。本資金使途は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「汚染防止及び抑制」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「汚染の防止と管理に関する事業」に該当する。

JFRは、マテリアリティの一つに「環境と共に生きる社会をつくる」を設定しており、そのコミットメントとして、サプライチェーン全体の脱炭素化とサーキュラー・エコノミーの推進を取り組みの両輪として設定している²⁷。本フレームワークでは、当該コミットメントに沿った取り組みに係る費用が資金使途の対象となっている。

JFRグループでは、かねてより廃棄物に係る3R（Recycle・Reduce・Reuse）やSharingの取り組みを実践してきたが、この取り組みフローの各段階に対応した事業をそれぞれ展開することで、サーキュラー・エコノミーの推進を目指している。本フレームワークで、JFRが調達資金の使途対象プロジェクトとして想定する取り組みは、上述の各事業を対象としており、いずれもJFRが目指す方向性に沿った取り組みである。

²⁷ JFRウェブサイト（<https://www.j-front-retailing.com/sustainability/materiality.html>）を参照。なお、JFRグループの「2050年ネットゼロ移行計画」（<https://www.j-front-retailing.com/sustainability/low-carbon/low-carbon02.html>）の中で、当該カテゴリでの取り組みは、GHG排出量のうちScope3（カテゴリ5等）の削減に向けた取り組みとしても位置付けられている。



図表 5：サーキュラー・エコノミーの推進に向けた JFR グループの取り組みフローの全体像²⁸

なお、当該分野における社会課題に関して、2024 年 8 月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会の実現に向けて日本が抱える課題として、環境・経済安全保障面と並んで、「大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却」が掲げられている²⁹。また、かかる課題解決に向けては、「再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス、ファッションロス削減等でライフスタイルを転換」することにつながる対応が重要とされている。以下に示す JFR グループの取り組みは、上述の社会課題の解決に資するものであると JCR は考えている。

< バイオマス使用レジ袋、リサイクル素材使用紙袋の購入 >

当該資金使途は、JFR グループにおける、環境配慮型包装資材の利用に係る支出である。

大丸松坂屋百貨店では、2019 年度より、環境に配慮し管理された森林で調達された素材からつくられた紙を使用した紙製ショッピングバッグ、バイオマスを 30%使用したレジ袋への切り替えを進めている。紙袋については、環境に配慮し管理された森林から生成された素材由来の紙袋を使用しており、バイオマスを使用したレジ袋については、従来品に比して 1 枚あたり約 24%の GHG 排出量削減効果を有する等、いずれの資金使途も環境改善効果があると JCR は考えている。

< 顧客参加型のリサイクルキャンペーン「エコフ」活動の実施 >

当該資金使途は、JFR グループの大丸松坂屋百貨店で展開している、顧客が不要になった衣類・バッグ・靴等を店頭で回収し再資源化・再利用化する「エコフ」活動に係る支出である。

「エコフ」活動では、回収点数に応じて顧客に購買インセンティブを付与する等、取り組みの実効性を高める設計がなされている。「エコフ」活動を通じて回収した不用品は専門業者に配送され、分別後に使用状態に応じてリユース・リサイクルされ、廃棄せずに不用品を活用する仕組みが確立されている。これまでの実績としては、リサイクル回収量は取り組みを開始した 2016 年度から累計で約 2,008 トン（2024 年 5 月現在）と着実に取り組みが伸長³⁰し、廃棄物の抑制や不用品の有効活用に寄与しており、環境改善効果があると JCR は考えている。

²⁸ JFR ウェブサイト (<https://www.j-front-retailing.com/sustainability/supply-chain/supply-chain06.html>) を参照

²⁹ 環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画」(<https://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html>) を参照

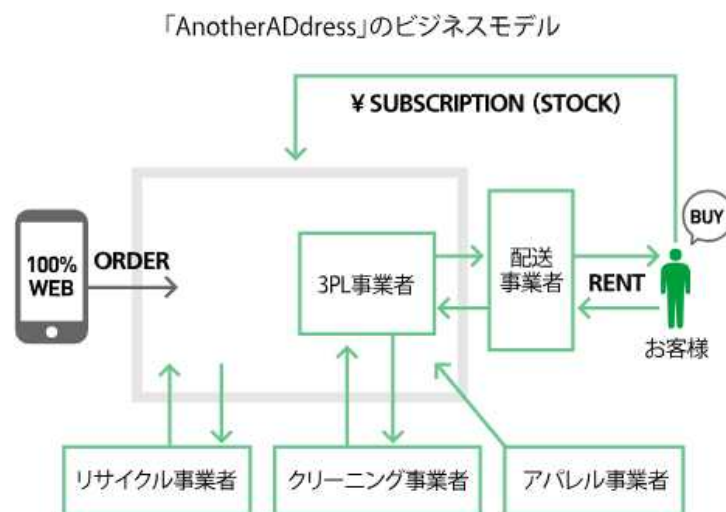
³⁰ コロナ禍の混乱を経て、2021 年度末 836 トン、2022 年度末 1100 トン、2023 年度末 1,845 トン（いずれも累計）と着実に回収量が増加

なお、今後の目標に関しては、2030年度のKPIとして累計3,000トン掲げている。また、単に回収量の拡大を追求するだけでなく、取り組みの実効性をさらに高める観点から、回収量の7割³¹を占めるリユース品の再利用先に係るトレーサビリティの向上³²にも、今後注力していく方針である。

<「AnotherADdress」事業で取り組むサーキュラー・エコノミー型プロジェクト>

当該資金使途は、2021年3月に開始したファッションサブスクリプション事業の「AnotherADdress」の事業運営に係る支出である。より具体的には、顧客への配送コスト、回収した商品のクリーニング費用、汚破損の補修費用等が主たる費目として想定されている。

当該事業は、“服は使い捨てではない”という信念のもと、大丸松坂屋百貨店を中心に、アパレル事業者から購入した衣料品の他、顧客から回収した不用品を活用³³して、レンタルサービスを展開している。利用者は、月額料金を支払うことで、毎月一定数の衣料品をレンタルでき、返却後に別のレンタルが可能になる。衣料品のアップサイクル商品数の増加に応じて、潜在的な衣料品の廃棄を抑制することが見込まれ、当該事業での取り組みには環境改善効果があるとJCRは考えている。



図表6：「AnotherADdress」事業のビジネスモデル³⁴

また、当該事業では、当初は女性向け衣料等を中心に展開していたが、順次、メンズ衣料や現代アート等にも取り扱いを拡大しており、今後も、JFRが強みを持つ衣料・雑貨等の分野でのサブスクリプションのプラットフォームを目指した事業展開が想定されている。その他、再利用可能な garment バッグを使用した循環型配送の導入により、配送時の段ボールや包装ビニールの使用削減にも寄与する等、今後もサーキュラー・エコノミー推進に向けた様々な取り組みを実施する方針である。

以上を踏まえ、JFRが資金使途とするプロジェクトはいずれも十分な環境改善効果を有すると考えられることから、資金使途として適切であるとJCRは評価している。

³¹ 「エコフ」活動における回収品について、リユース（新たな製品等として再利用）が約7割、リサイクル（新素材等への再資源化）が2割強を占める

³² 一例として、2024年春開催の「エコフ」活動では、タイやカンボジアの古着屋を通じてリユース品を配送するバリューチェーンを、JFRグループが自社独自に構築し、事業フローの透明性向上に取り組んでいる

³³ アパレル事業者から購入した商品に加えて、近時は「roop」活動を通じて、顧客から回収した不用品についてもレンタルアイテムとしてのアップサイクルに取り組んでいる（参照：https://www.daimaru-matsuzakaya.com/assets/news/roop_7.pdf）

³⁴ JFRウェブサイト（<https://www.j-front-retailing.com/sustainability/supply-chain/supply-chain06.html>）を参照

⑥資金使途 6：生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理

資金使途 6 は、店舗屋上等の緑化・維持、再開発計画敷地内の緑化・維持、都市公園の造成を通じたエコロジカル・ネットワークの形成に資する都市の緑地空間整備・維持に係る支出である。本資金使途は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「陸上及び水生生物の多様性の保全」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「生物多様性保全に関する事業」「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」に該当する。

JFR は、環境関連課題の解決、環境との共生に向けた取り組みを推進するための方針として「エコビジョン」を制定しており、自然関連課題への取り組みを全社として推進する観点から、2024 年 5 月に改定を行い、新たな重点事項として生物多様性を追加している³⁵。以下に示す生物多様性の保全に関する取り組みは、当該ビジョンに沿った取り組みの一環として位置付けられ、当該取り組みに係る費用が、本フレームワークにおいて資金使途の対象となっている。

生物多様性保全をめぐる社会情勢に目を向けると、2022 年 12 月の生物多様性条約第 15 回締約国会議（CBD-COP15）にて、2030 年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。この世界目標を踏まえ、日本でも 2023 年 3 月に「生物多様性国家戦略」が改定され、2030 年に向けたミッションとして、生物多様性の損失を止め反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現を掲げるとともに、その実現に向けて、2030 年までに陸と海の 20%以上を健全な生態系として効果的に保全すべく「30by30 目標」の達成が重要としている³⁶。さらに、当該目標の達成に向けては多様なステークホルダーの協力が不可欠との認識のもと、民間企業には、保護地域・OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する区域）^{37,38}の保全への貢献や、事業活動における生物多様性への配慮、適切な目標設定・情報開示等の取り組みが求められている³⁹。

<店舗屋上等の緑化および維持>

JFR グループは、全国の都市に展開する店舗において、屋上緑化の取り組みを進めている。一例として、大丸心齋橋店では、7 階のテラスや店舗屋上に計 1,000 ㎡の緑化スペースを確保する他、隣接する心齋橋 PARCO との間の通り沿いには意匠にも配慮した壁面緑化を実施する等、積極的な緑化に取り組んでいる⁴⁰。また、屋上に確保した緑化スペースを活かして都市型養蜂を展開しており、地域の生態系維持や植物の受粉活性化を促すとともに、採取した蜂蜜を商品開発にも活用する等、事業活動とサステナビリティ推進が一体となった取り組みが展開されている。この他、GINZA SIX⁴¹や渋谷 PARCO⁴²等においても屋上緑化を進めており、店舗を展開する各都市の緑化方針等に沿ったものであ

³⁵ その他、JFR では 2023 年 11 月に自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の理念に賛同し、2024 年 7 月に JFR として初の TNFD レポートを開示している。なお、TNFD 開示の枠組みに基づき、生物多様性に係るリスク・機会や各種の取り組み等についてはウェブサイト上で開示されている（参照：<https://www.j-front-retailing.com/sustainability/low-carbon/low-carbon07.html>）

³⁶ 環境省ウェブサイト（<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/index.html>）を参照

³⁷ 環境省ウェブサイト（<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>）を参照

³⁸ Other Effective area-based Conservation Measures の略称であり、2018 年の COP14 にて国際的な定義が採択・確定された

³⁹ 環境省「30by30 ロードマップ」（<https://www.env.go.jp/content/900518835.pdf>）を参照

⁴⁰ JFR 「TNFD レポート」において、各種ツール等を用いた分析に基づき、生物多様性に係るリスク・機会の観点から、心齋橋店は重要性が高い店舗として特定されている

⁴¹ GINZA SIX の屋上庭園では、全面積 4,000 ㎡の過半に当たる約 2,200 ㎡の緑地を確保しており、都心の一等地での大規模緑化の取り組みが評価され、生物多様性に係る代表的な認証制度である「SEGES（社会・環境貢献緑地評価システム）」において、「都市のオアシス」認定を 2017 年 10 月に取得（参照：<https://www.j-front-retailing.com/sustainability/low-carbon/low-carbon02.html>）

⁴² 渋谷 PARCO では、屋上緑化による緑化スペース確保の他、「緑の立体街路」を配しており、施設利用者における快適性調査において有効な結果を確認する等、みどりの確保がもたらす様々な効果が検証・確認されている（参照：<https://www.kenken.go.jp/shouco2/pdf/ppt/H28-1/01kanryou.pdf>）

るとともに、都心エリアでのみどりの確保（緑被率・緑視率の向上）やヒートアイランド対策等、都市の抱える諸問題の解決に寄与していると JCR は考えている。

<再開発計画敷地内の緑化および維持>

JFR グループは、全国の大都市に店舗を有しており、店舗周辺を含む都市の再開発計画にもこれまで複数関与している。開発にあたっては、施設自体の設計はもとより、緑地を含む施設の周辺環境にも配慮した取り組みを行っている。

一例として、ザ・ランドマーク名古屋栄の開発計画では、前述の通り、開発敷地内の緑化にも注力しており、都市緑地法に基づく緑化地域制度及び自治体条例に定める基準（当該施設の場合敷地面積の10%）を大きく上回る20%以上の緑地を確保している。当該取り組みは、規制対応上の緑地確保の側面もさることながら、隣接する久屋大通公園の緑化計画や、「生物多様性なごや戦略 実行計画 2030」の重点方針の一つである「グリーンインフラの取り組みの推進」⁴³等を踏まえ、緑地・生態系の連続性の確保、魅力ある都市環境の創出、ヒートアイランド現象の緩和への寄与等の多様な効果を念頭においている⁴⁴。これらは、「みどり」が有する多面的な機能を積極的に活用した取り組みであり、一定の環境改善効果を有すると JCR は考えている。

JFR グループでは、名古屋以外の店舗所在エリアでも、今後必要に応じて再開発計画への関与を進めていく方針であり、その際に、規制対応として必要な緑地整備に加えて、周辺の都市環境や地域の開発方針等にも配慮した緑地整備に取り組んでいく考えであることを JCR は確認している。

なお、JCR では、生物多様性の保全に関する環境改善効果の把握・評価にあたり、緑地面積に加えて、生物種の保全・回復状況を始め、「みどり」が有する多面的な機能の把握に資する指標の開発や開示に向けた調査・検討も重要な取り組みと考えている。今後も、定性面・定量面の双方で、様々な取り組み状況やデータ・指標等が開示されることを期待したい。

<都市公園の造成を通じたエコロジカル・ネットワークの形成に資する都市の緑地空間整備および維持に係る支出>

JFR グループは、名古屋市の栄エリアにおいて、松坂屋名古屋店を始め複数の店舗・施設を展開している⁴⁵が、隣接する久屋大通の公園整備計画にも関与し、開発の方向性に関して意見交換を行ってきた。同エリアは、名古屋市が2013年に策定した「栄地区ランドビジョン」で、整備の必要性がうたわれている地域だが、具体的な再整備計画の方向性は、「久屋大通（南エリア）再整備構想」⁴⁶において示されている。

当該構想では、コンセプトである「『新たな創造が生まれるウォークアブルタウンのコア』～多様な人が集まる刺激と居心地～」の実現に向けて、「日常的なにぎわい」、「歩きたくなるまちの回遊性」、「都心の憩い」の3つの視点から同エリアの抱える魅力と課題について踏まえた上で、「毎日にぎわ

⁴³ 「第4次名古屋市環境基本計画」の個別戦略である「生物多様性なごや戦略 実行計画 2030」では「グリーンインフラの取り組みの推進」が重点方針として示され、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用するグリーンインフラの考え方を援用し、生物の生息環境の創出や、地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和、水循環機能の回復、防災・減災等を複合的に図るとしている（参照：<https://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000167/167171/honpen231013.pdf>）

⁴⁴ 開発敷地内の緑地の狙いは着工時リリース（https://www.mec.co.jp/news/archives/mec220613_n325.pdf）も参照のこと

⁴⁵ 久屋大通公園周辺の JFR グループ施設の立地状況については、本レポートの図表2に示す周辺地図も参照のこと（主な施設としては、松坂屋名古屋店、名古屋 PARCO、名古屋 ZERO GATE、BINO 栄を展開）

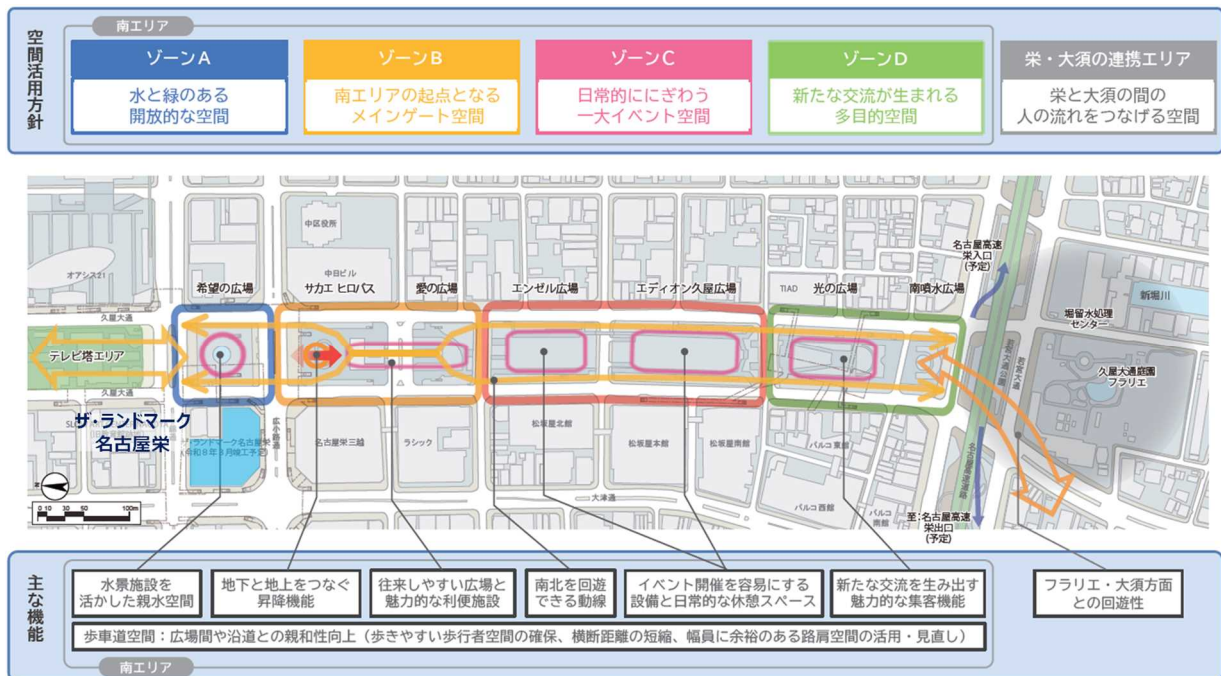
⁴⁶ 構想の詳細は名古屋ウェブサイト参照（<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000181920.html>）

う空間」、「まちを歩きたくなる空間」、「都心の憩いとなる空間」、「安心・安全な公共空間」の4つの整備方針を主軸として、個別の整備を進めていく方向性が示されている。

整備の方向性	具体的な整備方針
毎日にぎわう空間	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントを開催しやすい空間の整備 ・ 新たな交流を生み出す空間の整備 ・ 日常的に訪れたい空間の形成
まちを歩きたくなる空間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園と沿道が呼び合う空間づくり ・ 歩きたくなる魅力的な空間の形成 ・ 快適に歩ける空間の整備
都心の憩いとなる空間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然を感じられる空間の整備 ・ 居心地よく過ごせる空間の整備 ・ 良好な都市景観の形成
安心・安全な公共空間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策・防犯機能の強化 ・ 自然環境を活かした空間の継承発展 ・ 多様な人を受け入れる空間の整備

図表 7：「久屋大通（南エリア）再整備構想」で示されている4つの整備の方向性⁴⁷

同エリアにおける現状の課題の一つとして、樹木や花等の自然的要素が十分に整備されておらず、憩いの空間としての魅力が十分でない点等が当該整備方針の中で指摘されている。この点も踏まえ、当該整備方針では、緑地空間の整備に関しては、同エリアへの来訪者の居心地の良さの向上に加え、植栽整備による生態系回復への配慮、雨水浸透構造を備えた園路・広場の設置による防災・減災機能の向上、緑地面積の確保によるヒートアイランド現象の緩和等、都市における「みどり」の拠点としての公園の多様な機能の発揮に資する取り組みが念頭に置かれている。



図表 8：「久屋大通（南エリア）再整備構想」における空間活用方針と主な機能の概念図⁴⁸

⁴⁷ 整備の方向性の詳細は名古屋市ウェブサイトを参照 (<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000181920.html>)

⁴⁸ 同上

また、当該整備方針では、ゾーニングの観点では、図表8の通り、同エリアを4つのゾーンに区分した上で、各ゾーンの特性を踏まえた再整備が企図されている。再整備の内容については、各ゾーンにおける周辺環境や現状及び特性に応じた取り組みが想定されており、公園・緑地の整備を通じた「みどり」が有する多面的な機能の緑地確保等の機能や、周辺施設等との相乗効果を勘案した人流の活性化を促すような設計・施設整備上の工夫等、公園が本来有する多面的な機能の発揮に資する整備が計画されている。

このような状況下において、JFRグループ子会社のJ、フロント都市開発は、竹中工務店、三菱地所と「久屋大通公園南エリア賑わい創出実行委員会」を発足させ、名古屋市が目指す「新たな創造が生まれるウォーカブルなまちづくり」⁴⁹の具現化に向けて、公園再整備の方向性を検証するための実証実験を行っている。既に、2022年から2024年にかけて、テーマ設定に応じたレイアウト変更や集客イベントの開催等を通じて、来場者数、滞在時間の変化を始め、公園としてのポテンシャルに関する知見が蓄積されており、今後も公園整備に向けた実証を継続していく方針である⁵⁰。

なお、公園整備に係る方針以外では、例えば、より上位計画である「生物多様性なごや戦略 実行計画2030」等においても、都心部における緑地確保の取り組みが、緑の保全・創出に加えて、広域での生態系ネットワークの形成や、豊かな生活空間の形成、人流の活性化等、単なる緑地面積の拡大以上の多面的な機能と意義を有する点が言及されている。

JFRグループは、現時点では前述の公園整備事業に直接関与しているわけではないが、くだんの実証実験を始めとして今後様々な事業に参画する中で、機会に応じて、都市公園造成に係る緑地空間の整備に向けた取り組みも検討していく考えである。このような取り組みは、大都市が抱える環境課題の解決につながる重要なものであるとJCRは考えている。

以上を踏まえ、JFRが資金使途とするプロジェクトはいずれも環境改善効果を有すると考えられることから、資金使途として適切であるとJCRは評価している。

⁴⁹ 「久屋大通のあり方（南エリア部分）提言」（久屋大通再生有識者懇談会 | 2020年3月策定）にて、再生に向けたコンセプトとして設定されたものであり、名古屋市が策定した「久屋大通（南エリア）再整備構想」においても、再整備コンセプトとして引き続き標榜されている

⁵⁰ 実証に向けて2022年に実施されたイベント第1弾「PXXX?」では、久屋大通公園の光の広場で来街者の利用を促進するため、学生向けワークショップ、音楽ライブ、DJイベント、フリーマーケット、アートの設置等が実施され、光の広場の来場者数が平常時の2~3倍に増加した他、イベントのみならず、日常的に休憩や飲食ができる場所としてのニーズも確認された。

続く2023年に実施されたイベント第2弾「PAXX?」では、「日常的な憩いの空間」と、食や音楽、AR空間、ワークショップ等の「賑わい空間」が両立するかを検証すべく、芝生を敷き詰めた広場にハンモック等のファニーチェア、遊具、ストリートピアノ、DJイベント、ランタン、キッチンカー等、憩いを演出する仕掛けを展開。結果は、5割以上の利用者が通常時よりも公園での滞在時間が伸びている他、満足度調査でも良好な結果が得られた。かかる知見を、後続の実証実験や将来的な都市公園の造成に活かすことを想定している（参照：<https://www.plus.j-front-retailing.com/frontline/detail/cd/000136/>）。さらに、2024年11月に開催されたイベント第3弾「PARK?」では、社会実験の実施範囲を公園のみならず歩道まで広げ、「公園と沿道が呼び合う空間づくり」の可能性を提案すべく、「アートと音楽」をテーマとして、公園内での芝生や遊具による環境演出の他、地域のアーティスト・学生との連携や市民参加型のイベント・ワークショップを開催。沿道においては、歩道3箇所の「まちなかレストスペース」、周辺の商業・文化施設が連携したアートスタンプラリー等を実施。かかる取り組みについては、広くインタビュー・アンケート調査や回遊分析等を通じて、効果測定や検証を実施していく方針である

(3) 資金使途の社会的便益について

①資金使途 7：地方創生

資金使途 7 は、コミュニティの活性化への取り組み（神戸・旧居留地での都市景観の形成／ローカルコンテンツの発掘・発信）に関する支出である。本資金使途は、ソーシャルボンド原則、ソーシャルローン原則及びソーシャルボンドガイドラインの適格ソーシャルプロジェクト事業区分のうち、「店舗の所在するコミュニティ」を対象とした「社会経済的向上とエンパワーメント」に貢献する事業に該当する。

JFR は、マテリアリティの一つに「地域の活力を高める」を設定しており、そのコミットメントとして、(1)地域の活力を高め、持続可能な街づくりを行うこと、(2)地域の魅力を発掘・発信し、人びとにワクワクするあたらしい体験を提供することの 2 点を掲げている⁵¹。本フレームワークでは、これらのコミットメントに沿った取り組みに係る費用が資金使途の対象となっている。

少子高齢化や人口減少が進む中で、「地域循環共生圏」⁵²の考え方のもと、各地域が、地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域同士、あるいは地域－都市が、包括的に相互補完し支えあう社会の在り方が、今後の社会において重要と考えられている。JFR グループは、地域と共に持続的に成長する取り組みを推進した結果としての「地域共栄」を、社会課題解決に向けたビジョンの一つとして掲げている。その上で、店舗展開する街周辺の魅力向上や、地域コンテンツの発掘・発信等の取り組みは、上述の社会課題認識にも沿ったものであると JCR は考えている。

<神戸・旧居留地における賑わいと歴史的環境に配慮した風格ある都市景観の形成を企図した賃借費用居留地>

JFR グループが手掛ける地域資産を活かした持続可能な街づくりに関する取り組みは、大丸神戸店の神戸・旧居留地における周辺店舗開発への関与がルーツとなっている。

取り組みを開始した 1987 年当時、大丸神戸店が位置する元町が三宮を始めとする周辺地域に比して相対的に活力が低下していたことを踏まえ、大丸神戸店単独ではなく、店舗周辺も含めた「面的な活性化を企図した取り組みを行い、地域全体としての集客力の強化を実現した。その後、大丸神戸店周辺の旧居留地が都市景観形成地域に指定されたことに伴い、JFR では、近代建築物と歴史的環境の保全に留まらず、居留地周辺地域の活性化に資することを目的として、神戸・旧居留地における物件の賃借料を拠出しており、本フレームワークにおける資金使途対象にも含まれている。

当該取り組みは、JFR 自身の集客力向上に加えて、店舗の周辺地域を巻き込む形で、地域の人流の増加を通じた賑わいの創出や地域の経済活動の活性化をもたらすものと JCR は考えている。

<ローカルコンテンツの発掘・発信>

JFR グループのローカルコンテンツの発掘・発信に関する取り組みは、地域の生産品をその地域で消費する「地産地消」推進の取り組みが中核となっている。JFR グループは、全国に店舗がある強みを活かし、グループ各社において地域ならではの商材の取り扱いを拡大することを通じて、地域経済

⁵¹ JFR ウェブサイト (<https://www.j-front-retailing.com/sustainability/materiality.html>) を参照

⁵² 「地域循環共生圏」は、環境省の「第五次環境基本計画」で提唱された、持続可能な社会の在り方を示した概念であり、「それぞれの地域が主体的に『自ら課題を解決し続け』、得意な分野でお互いに支えあうネットワークを形成していくことで、地域も国全体も持続可能にしていく『自立・分散型社会』と定義づけられている（出典：<https://chiikijunkan.env.go.jp/>）

の活性化を推進している。本フレームワークでは、地域商材の発掘や発信に関連する各種活動に要する支出が資金使途対象に含まれている。

取り組みの一例として、大丸松坂屋百貨店での「Think LOCAL」のコンセプトに基づく各種活動が挙げられる。当該取り組みは2020年度から始まっており、店舗展開している各地域の製品の発掘や魅力発信に加え、JFRの販売チャネルを活用した当該製品の販売促進の支援等にも携わるものである。

その中でも、株式会社博多大丸が中心となって手掛ける「九州探検隊」の取り組みは、広域にわたる取り組みに発展している。当該取り組みは、九州・沖縄の各自治体と広く連携を行い、あまり知られていない魅力的なヒト・モノ・コト・文化等を発掘・紹介することで、エリア全体の活性化を目指すプロジェクトである。当該取り組みは、生産者に加え自治体も巻き込む形で進められており、2018年の取り組み開始以降、連携自治体を着実に増やしている。その中で、同エリアの殆どの自治体からアンバサダー認定を受けている⁵³他、各自治体との包括連携協定の締結も進め、通常の販売促進に係る各種活動の他、自治体との共創プロジェクト⁵⁴等、より広範な分野での連携にも発展している。

JFRグループのローカルコンテンツに係る上述のような取り組みは、全国に展開する同グループの各店舗の地域色や魅力度の向上はもとより、各地域の魅力的なコンテンツの発掘・発信・拡販を通じた、当該地域の経済活動の活性化にも資するものとJCRは考えている。

以上を踏まえ、JFRが資金使途とするプロジェクトはいずれも十分な社会的便益を有すると考えられることから、資金使途として適切であるとJCRは評価している。

②資金使途8：創業・事業承継支援

資金使途8は、JFR MIRAI CREATORS Fundによるスタートアップ企業への投融資、及びPride Fundによる事業承継課題を持つ地域中小企業への投融資に関する支出である。本資金使途は、ソーシャルボンド原則、ソーシャルローン原則及びソーシャルボンドガイドラインの適格ソーシャルプロジェクト事業区分のうち、「スタートアップ経営者、起業家、中小企業経営者とその従業員」を対象とした「社会経済的向上とエンパワーメント」に貢献する事業に該当する。

JFRグループでは、コロナ禍を経て、実店舗を前提とした従来のビジネスモデルからの転換を念頭に、事業ポートフォリオ変革に向けた施策の検討を進めていた。その中で、(1)外部知見やノウハウを取り入れた新規ビジネスモデル・事業の創出、(2)ファンド機能の活用による新規事業創出に向けた風土醸成を企図して、後段に示す、スタートアップ投資や事業承継ファンドの取り組みに着手するに至っている。

<JFR MIRAI CREATORS Fundによるスタートアップ企業への投融資>

JFRは、ベンチャーキャピタル（VC）事業を手掛けるイグニッション・ポイントベンチャーパートナーズ株式会社（IGVP）と共同で、2022年10月にコーポレートベンチャーキャピタル「JFR MIRAI CREATORS Fund」を設立した。本ファンドは、「未来をより良く、面白くする」のファンドビジョンのもと、出資先のサービス・技術を活用したJFRグループの事業におけるイノベーション創出や、出

⁵³ 2018年の大分県日田市を皮切りに、2023年12月時点で、エリア内の119自治体のうち114自治体からアンバサダー認定を受けている（残る自治体も事柄は了済 | <https://www.plus.j-front-retailing.com/frontline/detail/cd/000115/>）

⁵⁴ 一例として、博多大丸では対馬市と2022年11月に「SDGsに関する包括連携協定」を締結しており、製品の販売促進といった「モノ」だけでなく、海洋プラスチックごみに関する啓蒙活動等の「コト」の取り組みを実施する等、より幅広い分野での連携がおこなわれている

資先との連携による新規事業の開発が念頭に置かれている。本フレームワークでは、当該ファンドを通じた投融資に係る支出が資金使途の対象となっている。

本ファンドは、原則としてマイノリティ出資を想定し、投資先企業のサービス・技術を活用した新規事業開発やシナジー創出を念頭に置く等、JFR グループにとっての言わば“R&D”機能⁵⁵を意識した取り組みとなっている。投資テーマと注目領域の観点でも、JFR グループの事業領域との親和性や、投資後の事業面での連携を勘案したテーマ・領域設定がなされている。

投資テーマと注目領域	
投資 テーマ	(1) 人々のライフスタイル(個の生活・働き方の質・時間の過ごし方)をアップデートするもの
	(2) 人と人との関わり(他者との関わり・繋がり・コミュニケーション)をアップデートするもの
注目 領域	(1) Entertainment (エンターテインメントに関連する領域)
	(2) Healthcare (ヘルスケアに関連する領域)
	(3) Retail Tech (小売業界に変革をもたらす領域)
	(4) Prop Tech (不動産、金融、資産形成などに関連する領域)
	(5) Deep Tech (WEB 3、メタバース、NFT など革新的な領域)

図表 9 : JFR MIRAI CREATORS Fund の投資テーマと注目領域⁵⁶

投資実績も着実に積み上がり、2025 年 3 月末時点で計 12 社への出資が公表されている⁵⁷。今後は、現中計に掲げる「リテール事業の深化」の方針のもと、Retail Tech 分野や Entertainment 分野を中心に、投資機会を模索していく構えである。出資案件の多くは、JFR グループの事業の中核である百貨店事業や SC 事業等とのシナジー創出を想定したものであり、JFR グループの中長期戦略との整合性はもとより、投資先のスタートアップ企業にとっても、様々な形態の事業上の連携、市場開拓、新規事業開発の機会を提供しうる取り組みであると JCR は評価している。

なお、近年、スタートアップ企業の事業支援は、日本の将来的な経済発展にとって重要な社会課題として認知されている。中小企業白書によれば、2020 年の日本における開業率は 5.1%と、他の先進諸国の水準（10%前後）に比して低水準で推移⁵⁸している。また、VC 等によるベンチャー投資額の GDP 比をみても、米国（0.40%）、カナダ（0.18%）、英国（0.08%）に対して、日本はわずか 0.03%にとどまる⁵⁹。優良なスタートアップによるイノベーションの推進は、日本の持続的な発展を模索する上で重要な課題であり、政府でも、2022 年 11 月発表の「スタートアップ育成 5 か年計画」⁶⁰のもと、スタートアップを育成するエコシステムを構築すべく、政府支援額の拡大や税制優遇等を講じている。JFR が本ファンドを通じて取り組むスタートアップ向け投資も、このような社会課題の解決に資するものと JCR は考えている。

⁵⁵ JFR グループでは、スタートアップ企業との協業・提携を、グループ内から新しい商品・サービスやアイデアを生み出すための“研究開発（R&D）”のプラットフォームとしても位置づけている

⁵⁶ JFR MIRAI CREATORS Fund 設立時リリースを基に JCR 作成

（参照：https://cvc.j-front-retailing.com/assets/pdf/news_release/221011.pdf）

⁵⁷ 詳細は JFR MIRAI CREATORS Fund リリースを参照（<https://cvc.j-front-retailing.com/news/>）

⁵⁸ 中小企業庁「中小企業白書 2022 年版」

（参照：https://www.chusho.meti.go.jp/pamphlet/hakusyo/2022/PDF/shokibo/00sHakusho_zentai.pdf）

⁵⁹ 日本を除く各国は 2017 年実績、日本のみ 2016 年実績

⁶⁰ 経済産業省「スタートアップ育成 5 か年計画」にて、スタートアップ育成に向けた計画の概要等が言及されている（参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/sdfyplan2022.pdf）

<Pride Fund による事業承継課題を持つ中小企業への投融資>

JFR は、IGVP、DBJ と共同で、2024 年 3 月に事業承継ファンド「Pride Fund」を設立している。本ファンドは、優れた商品・サービス・技術や、その他の地域に根差したコンテンツを持ちながらも、事業承継の面で課題・悩みを有する地方の中小企業等を対象とした投融資を目的として設立された。本フレームワークでは、当該ファンドを通じた投融資⁶¹に係る支出を、資金使途の対象としている。

投資方針・重点領域・出資者の役割	
投資目的	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の地域に根差したコンテンツを発掘、出資、支援することで未来にコンテンツを受け継ぐ ・地域の産業・雇用の維持など地域経済への貢献
投資対象	<ul style="list-style-type: none"> ・「食文化」を中心として、日本の地域に根差した事業を行う国内企業 ・地域は限定せず ※JFR グループが地域や生産者とのつながりを生かせる地域は注力 ・将来的な JFR グループ入りを想定し、過半数の出資を前提
出資後の提供価値	JFR <ul style="list-style-type: none"> ・販売チャネルの提供 ・優良な顧客資産の活用 ・取引先ネットワークを活用した他企業とのコラボレーション ・経営人材の支援 等
	IGVP <ul style="list-style-type: none"> ・ファンド運営ノウハウの活用 ・投資先のバリューアップにつながるコンサルティングノウハウの活用（経営企画立案・事業開発・業務効率化等） ・クリエイティブ支援（ブランドプロデュース・商品企画等） 等
	DBJ <ul style="list-style-type: none"> ・ファイナンスノウハウの提供 等

図表 10：Pride Fund の投資目的・投資対象と出資後の提供価値⁶²

JFR は、現中計において、「グループシナジーの深化」の方針のもと、事業戦略の一つに自社コンテンツの保有・開発を掲げ、「食文化をはじめ、各地域ならではの独自商品やサービスの発掘、育成」⁶³に注力するとしており、Pride Fund の投資対象も、当該方針に沿ったものである。また、対象企業の将来的な JFR グループ入りを念頭にマジョリティ出資を基本方針としており、JFR グループとして「未来にコンテンツを受け継いでいけるか」が投資検討における重要な観点となっている。なお、2025 年 3 月末時点で、1 社への投資実績が公表⁶⁴されており、今後も上述の投資方針等に沿った取り組みが行われていくものと考えられる。

なお、Pride Fund のその他の特徴としては、出資後の経営支援の態勢が挙げられる⁶⁵。出資による財務面の支援はもとより、JFR グループのチャネルやノウハウを生かした新たな販売機会の創出、役員派遣等の人的支援、IGVP のノウハウを生かした経営戦略立案や内部体制の整備、クリエイティブ面の支援⁶⁶、DBJ のファイナンスノウハウ等、各出資者の特性や強みを活用することで、事業承継を始めとする対象企業の課題解決や企業価値向上を図る運営形態が想定されている。

⁶¹ 本件における JFR の出資スキームに関して、JFR が Pride Fund に直接 LP 出資している他、JFR と DBJ の折半出資の合弁会社である J&D リージョナル・デベロップメント株式会社を通じて、間接的に GP 出資しており、Pride Fund による対象企業への出資額のうち、資本額に占めるこれら JFR 出資分合計の比率で按分した金額を、使途対象とする想定である

⁶² Pride Fund 設立に係る以下のリリースを基に JCR 作成

・2024/1： https://www.j-front-retailing.com/_data_json/news/_upload/20240118jigyousyoukei.pdf

・2024/3： https://www.j-front-retailing.com/_data_json/news/_upload/1b65940ffcae6126efdb04fc48edb1bc48ab1ea8.pdf

⁶³ JFR ウェブサイト (https://www.j-front-retailing.com/ir/policy/management_plan.html) 等を参照

⁶⁴ 2025 年 3 月に、第 1 号案件として、宮崎県の菓子製造販売事業者への出資が公表されている（参照：<https://pride-fund.com/assets/pdf/news/250303.pdf>）

⁶⁵ 出資主体である 3 社が出資先企業に対して提供する価値の詳細については、JFR リリース (https://www.j-front-retailing.com/_data_json/news/_upload/08fd225bc61344364d26a814fadedf8008d1f00f4.pdf) も参照のこと

⁶⁶ IGVP が属するグループの中核企業であるイグニッション・ポイント株式会社は、2022 年より株式会社電通グループの連結子会社となっており、電通グループの知見やネットワークを活かしたクリエイティブ支援に強みを有している

上述の投資目的や運営方針、出資者の態勢等を踏まえるに、Pride Fund での取り組みは、事業承継面で課題を抱える中小企業の事業拡大に寄与し、ひいては当該企業の雇用維持にも資する取り組みであると JCR は考えている。この他、副次的ではあるものの、JFR グループの販売チャネルを用いた対象企業の商品・サービスの販売は、前述のローカルコンテンツの発掘・発信の取り組みにも将来的には資する⁶⁷ものである。また、対象企業が老舗企業の場合、長年関係を構築してきた取引先企業の雇用維持にも間接的ながら一定の効果が期待される。

事業承継に関しては、近年日本の中小企業を巡る主要な経営課題の一つとして認知されつつある。帝国データバンクの調査によれば、コロナ関連の中小企業向け補助金の終了もあり、2023 年度では、企業の休廃業件数は増加に転じている⁶⁸。背景として、事業環境の悪化を受けた“あきらめ倒産”が相当数にのぼるとみられる。他方、前出の調査によれば、休廃業の経営者年齢は平均 70.9 歳、年代別で 70 歳台が 4 割超を占める等、潜在的に承継上の問題を抱えた状態で、休廃業を余儀なくされた企業も相当数存在していたとみられる。

かかる状況下、中小企業が再生・成長を企図する際の有効な手段の一つとして、エクイティファイナンスによる資金調達が目まぐるしく注目をされている。その際に、中小企業が実際に出資者から受けている金銭面の支援以外では、事業会社が出資主体の場合は経営面の助言や取引先の開拓支援が、民間投資会社が出資主体の場合は経営面の助言や人材派遣等が、主な支援内容となっている。この点も踏まえれば、Pride Fund における出資後の支援のあり方は、支援を求める中小企業のニーズにも沿ったものと考えることができる。

	金融機関 (〃が組成する ファンドを含む)	公的投資会社 (〃が組成する ファンドを含む)	事業会社	民間投資会社 (〃が組成する ファンドを含む)	会社関係者 (経営者の親族、 役員・従業員等)	個人投資家
資金繰り支援	52%	12%	35%	20%	29%	17%
経営面・財務面における助言	7%	35%	39%	60%	21%	33%
経営管理（管理会計等）の強化	23%	15%	12%	36%	13%	-
取引先の開拓（ビジネスマッチング等）	9%	35%	31%	28%	-	8%
財務や経営管理等、専門人材の派遣	5%	12%	8%	20%	13%	-
その他	5%	8%	27%	8%	8%	8%
特になし	23%	35%	15%	8%	38%	58%

図表 11：中小企業がエクイティファイナンスの出資者から受けている経営支援（出資者属性別）⁶⁹

以上より、本フレームワークに定める資金使途は、いずれも社会的便益を有し資金使途として適切であると JCR は評価している。

③資金使途 9：ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）の推進

資金使途 9 は、JFR が実施する人材開発や雇用推進に資する対応に関する支出である。本資金使途は、ソーシャルボンド原則、ソーシャルローン原則及びソーシャルボンドガイドラインの適格ソーシャルプロジェクト事業区分のうち、育児中の社員、女性社員、障がいのある社員を始めとする「JFR

⁶⁷ Pride Fund で投資対象とする企業が扱う「食文化」に関連した商材は、小売業を主業とする JFR グループが、販売促進や MD（マーチャンダイジング）戦略等の観点で豊富な知見を有する分野でもあり、出資後のシナジー創出の蓋然性を高める要因の一つと考えられる

⁶⁸ 参照データにより幾分トレンドに差異はあるが、帝国データバンクの「全国企業『休廃業・解散』動向調査(2023 年)」においては、近年低下傾向にあった休廃業件数が 2023 年度に増加に転じている

⁶⁹ 帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」を基に JCR 作成

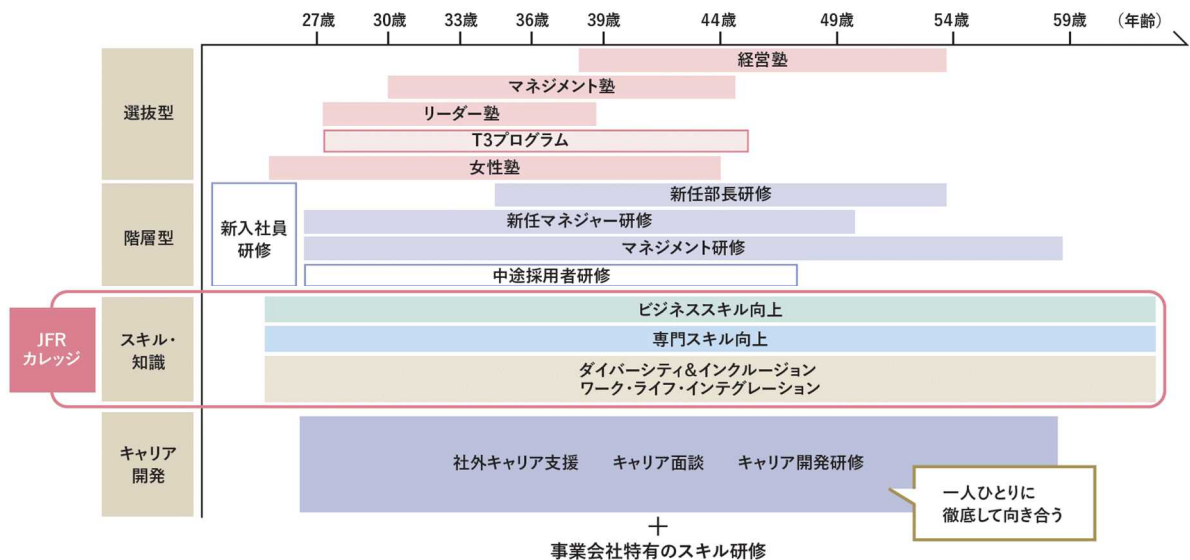
グループ全ての社員」を対象とした「社会経済的向上とエンパワーメント」に貢献する事業に該当する。

JFR は、マテリアリティの一つに「多様な人財を輝かせる」を設定しており、そのコミットメントとして、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進が掲げられている⁷⁰。本資金使途では、これらのコミットメントに沿った取り組みに係る費用が対象となっている。

JFR は、サステナビリティ経営における最大の経営資源は「人」であり、企業の発展に人材の成長は不可欠と考えている。かかる認識のもと、個性と能力を最大限に引き出し、人材開発をおこなう“人材開発企業”を目指している。その上で、個々人の行動、知識・スキル等の表出する部分に加え、性格、価値観、志向等の目に見えない部分も含む「人財力」を把握し、仕事を通じた育成と適正な評価・処遇を行うための人材マネジメントを重視している。後段に示す取り組みは、JFR が掲げるこれらの考え方・方針に沿ったものであると JCR は考えている。

<公募型カリキュラム JFR カレッジ>

JFR では、各社員が自ら学ぼうとする意欲に応える機会の提供とともに、人財力の底上げを図る観点から、事業領域にとらわれない汎用性、応用性の高いスキルや知識の取得機会を提供すべく、全グループ社員を対象とした自己研鑽型コンテンツをまとめた「JFR カレッジ」を 2023 年 12 月に発足させた。動画コンテンツや e-learning を中心に、職種や勤務地に関わらず幅広い社員に対して研修を受講する機会を提供することを念頭においた設計となっている。本資金使途は、公募型の研修制度である「JFR カレッジ」の実施に係る支出を対象としている。



図表 12: JFR グループのキャリア開発体系及び「JFR カレッジ」の位置づけ⁷¹

当該取り組みに関して、JFR グループの全ての社員に対して、各自の意向や嗜好に応じた多様なスキル・知識を学習する機会を提供するものであると JCR は考えている。

⁷⁰ JFR ウェブサイト (<https://www.j-front-retailing.com/sustainability/materiality.html>) を参照

⁷¹ JFR 「2023 年度統合報告書」 (https://www.j-front-retailing.com/ir/library/pdf/annual/2023/J_FRONT_2023_J.pdf) より抜粋

<女性のためのキャリアアップフォーラム>

JFR グループは、全社員の半数以上が女性であることから、企業成長を目指すうえで女性活躍の推進が重要な経営戦略と認識している。JFR では、管理職候補となる女性を対象にした選抜型の「キャリアアップフォーラム」を 2023 年度は 4 回開催し延べ 33 名が参加した。当該取り組みは、グループの時短勤務者を対象とした「JFR 女性塾」として 2018 年度に開講されたものが、その後、受講対象者を時短勤務者以外にも拡張し、女性社員全体に対して、マネジメントになるためのマインドセット等について研修を実施するプラットフォームとなっている。本資金使途は、当該「キャリアアップフォーラム」の開催費用を対象としている。

当該取り組みに関して、JFR グループの女性社員に対して、マネジメントに関連するスキルやマインドセット等の学習機会を提供するものであり、グループの女性社員の多様なキャリア構築を広く支援するものであると JCR は考えている。

なお、2020 年に閣議決定された第 5 次男女共同参画基本計画では、主な先進国で、管理職（管理的職業従事者）に占める女性の割合が概ね 30%以上となっている一方、日本は 14.8%（2019 年）であり、役員や管理職等への女性登用は、国際的に見てまだ劣後している⁷²。かかる状況下、企業にとっては、女性の育成・登用を着実に進めることが重要な命題となっており、JFR グループの取り組みも、このような社会課題の解決に資する取り組みであると JCR は考えている。

<障がい者が活躍できる職場環境の整備>

JFR グループでは、ダイバーシティ推進において、障がい者雇用を企業の重要な社会的責任の一つであると捉えている。その上で、障がい者雇用率に関する KPI 設定⁷³に加えて、障がい者の安定した職場環境の確保と、能力発揮できる職場の整備を目的として、2017 年 4 月に特例子会社として株式会社 JFR クリエを設立した⁷⁴。本資金使途は、JFR クリエを始め、グループ各社のうち障がい者雇用の実施に要する諸費用⁷⁵を対象としている。

JFR クリエで行われる業務は約 40 種類あり、個々人の障がいや状況に合った業務とマッチングすることが可能となっている。また、個々人の能力や練度に応じて、単純作業に留まらず、より高度な業務を任せる⁷⁶等の役割分担を可能にする仕組みも確立され、障がい者の定着に寄与⁷⁷している。当該取り組みについて、雇用機会に関して制約を受けることが多い障がい者に対して、やりがいのある就業機会を提供し得る取り組みであると JCR は考えている。

厚生労働省の「障害者活躍推進計画」⁷⁸においても、障がい者雇用をめぐる問題は、単に採用数・雇用数を増加させることに留まらず、定着率、エンゲージメント、キャリア形成等、働く環境に焦点を当てた取り組みが必要な状況となっているとの認識が示されている。JFR クリエにおける取り組みも、障がい者に対して、単に雇用機会を提供するに留まらず、仕事のやりがいや成長機会といった要素も提供するものであり、上述の社会課題の解決に資する取り組みであると JCR は考えている。

⁷² 内閣府「第 5 次男女共同参画基本計画」(https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th-2/pdf/print.pdf) を参照

⁷³ 2030 年までにグループの障がい者雇用率 3.0%を標榜

⁷⁴ 2017 年 9 月に厚生労働省による特例子会社認定を受けている

⁷⁵ 事務所家賃等の施設費用の他、雇用された障がい者に対するケアに要する費用等も想定されている

⁷⁶ 一例として、JFR グループ社員向けのデジタルデバイスのキッティング作業等、一定の専門的な知識を要する業務も実施

⁷⁷ JFR クリエは、これらの取り組みが評価される形で、「障がい者活躍企業」の認定を継続的に取得している

⁷⁸ 厚生労働省「障害者活躍推進計画」を参照 (<https://www.mhlw.go.jp/topics/2023/04/dl/tp20230403-1.pdf>)

<人権、倫理に関する社員教育>

JFR は、人権問題を各従業員が正しく認識・理解するとともに、人権尊重を基本とした企業風土づくり、企業の社会的責任の推進、並びに人権リスクの防止と軽減等の観点から、人権教育に取り組んでいる。本資金使途は、グループ全社員に対する人権、倫理に関する教育費用や研修費用が対象となっている。

JFR グループは、2019 年に「JFR 行動原則」及び「人権方針」を策定して以来、人権に関する認識・理解の重要性について、説明会等を通じて、全従業員が理解を深められる機会を提供してきた。また、2020 年には「ハラスメント撲滅宣言」を策定し、ハラスメントの撲滅・未然防止にも注力している。取り組みの一例として、アルバイト・派遣社員等を含む全従業員向けハラスメントアンケートを毎年実施し、その結果を踏まえた管理職向けの人権研修を実施している。さらに、2023 年には、グループ全従業員を対象として、「ビジネスと人権」の切り口から e-learning を実施している（2023 年度受講率 88.7%）。今後も、各従業員が人権の尊重に対する見識を深め、自分ごととして取り組めるよう、継続的な教育を実施する方針である。

JFR グループにおける当該取り組みについて、社員個人に対しては、取引先を始めとするステークホルダーと適切に関係を構築する上で重要な知見を得る機会を提供するものである。また、そのような良好な関係性のもとで、ステークホルダーに対しても、人権・倫理に係るリスクの低減・抑制を始めとする便益を中長期的にもたらし得る。これらの点も踏まえれば、JFR グループの事業にとって、重要性が高い取り組みであると JCR は考えている。

以上より、本フレームワークに定める資金使途は、いずれも社会的便益を有し資金使途として適切であると JCR は評価している。

④資金使途 10：共生社会の実現

資金使途 10 は、社会的障壁解消に向けた、店舗等の JFR グループ関連施設への設備投資や社員研修、及びビジネスと人権に関する取引先研修に係る支出である。本資金使途は、ソーシャルボンド原則、ソーシャルローン原則及びソーシャルボンドガイドラインの適格ソーシャルプロジェクト事業区分のうち、「JFR グループ関連施設を利用する全ての人々」「JFR グループ全ての社員、取引先」を対象とした「必要な不可欠なサービスへのアクセス」に貢献する事業に該当する。

<社会的障壁解消に向けた対応>

JFR は、グループが開発・運営する施設において、設備・システム面で社会的障壁解消（バリアフリー化）を進めており、各施設で様々な工夫・取り組みが展開されている⁷⁹。本資金使途では、障がい者等が通行・利用しにくい通路・設備のバリアフリー化に係る設備投資や、聴覚・言語障がいのある利用者向け案内のためのシステム整備に係る支出が想定されている。当該取り組みは、多様な利用者の来訪が前提となる JFR グループの業態特性に照らしても必要不可欠なものと JCR は考えている。

日本政府は、高齢者や障がい者等の自立した日常生活・社会生活の確保を社会課題と捉え、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を 2006 年に施行している。同法に基づき、日本政府は、かねてよりバリアフリー化の整備目標等を設定・推進してきたが、少子高齢化の進展等

⁷⁹ 大丸松坂屋百貨店やパルコの店舗等における具体的取り組みは、JFR ウェブサイトを参照のこと (<https://www.j-front-retailing.com/sustainability/community/community03.html>)

を踏まえ、2021年度～2025年度について別途目標を設定し、更なるバリアフリー化を進めている⁸⁰。また、同法に基づき策定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」⁸¹の中で、取り組みの意義について、「高齢者、障害者等の社会参加を促進するのみでなく、『どこでも、誰でも、自由に、使いやすく』というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民が生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与するものである」としており、多様な利用者を想定した施設整備の必要性が改めて言及されている。

加えて、より包括的な観点では、2013年6月に制定された「障害者差別解消法」のもとで、行政機関や事業者に対して、障害を理由とする「不当な差別的取り扱い」の禁止や、障がい者の求めに応じた「合理的配慮」の実施⁸²等が規定された。足もとでは、同改正法が2024年4月に施行され⁸³、事業者による障がい者への「合理的配慮の提供」が義務化され、社会的障壁の解消に向けた事業者の責務がより明確化されている。JFRのバリアフリー化に向けた各種の取り組みも、かかる社会課題の解決に資するものであるとJCRは考えている。

<ビジネスと人権に関する取引先研修>

JFRは、マテリアリティの一つに「価値共創するパートナーを増やす」を設定しており、そのコミットメントとして、サステナビリティへの考え方を共有し、人権デューデリジェンス（人権DD）等の社会的責任とともに、3つの共創価値の創出に向けたパートナー基盤の構築が掲げられている⁸⁴。本資金使途では、これらのコミットメントに沿った取り組みに係る費用が対象となっている。

JFRグループでは、社是に基づき、ステークホルダーから信頼される企業経営を志向してきた。昨今は、サプライチェーンで発生する人権問題への関心が国内外で高まる中、JFRグループでも、潜在的な人権リスクが事業活動に及ぼす影響を重要な観点と捉えている。その中で、JFRグループは、2019年に「JFRお取引先様行動原則」を策定し、持続可能な社会を取引先と共に構築するための企業行動の指針を示している⁸⁵。当該行動原則に基づく取り組みの推進により、サプライチェーン全体のビジネスと人権に係るリスクを排除し、JFRグループと取引先が共に社会的責任を果たし、企業価値を向上させることを目指している。

JFRグループは、当該行動原則の人権方針に基づき、企業活動における人権リスクの特定・評価、防止及び軽減を目的として、人権DDを実施している。以下に示す通り、2019年の人権方針策定以降、人権リスクの特定、前述の行動原則の周知等を進める中で、取り組みの実効性モニタリングの観点から、隔年で取引先向けアセスメントを実施している。直近の2023年は、主にビジネスと人権に重点を置いて調査を実施した結果、人権に関する知見不足をあげる取引先企業が多数みられたことから、JFRグループが主催する形で、取引先企業に対して、専門家によるセミナー開催、参考情報の提供等を行う方針である。本資金使途では、上述のようなビジネスと人権に関する取引先企業向け研修や情報提供に係る支出が対象となっている。

⁸⁰ 国土交通省ウェブサイト参照 (<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>)

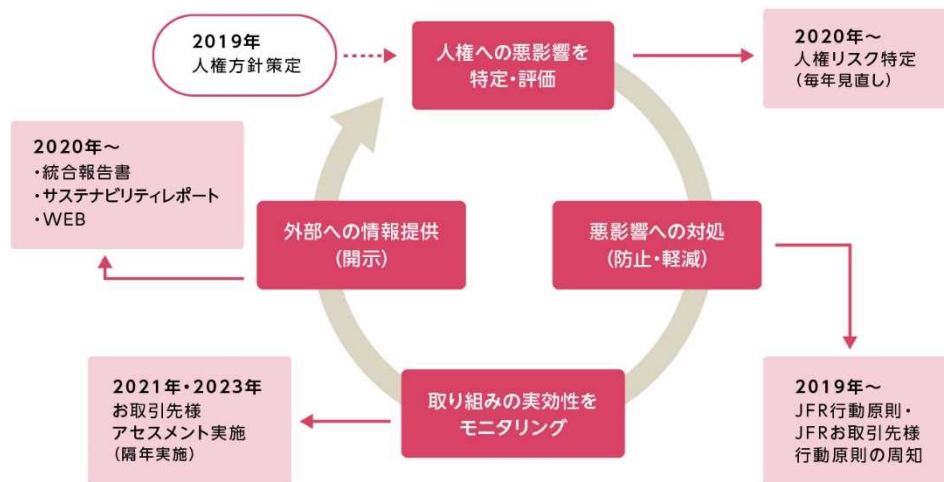
⁸¹ 国土交通省ウェブサイト参照 (<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001379349.pdf>)

⁸² 合理的配慮とは、障害のある人から、社会的障壁の除去に係る何らかの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものである。かねてより、行政機関には配慮義務が、事業者には配慮の努力義務が課されていたが、今般の法改正で事業者についても配慮が義務化された（参照：<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/goritekihairyoo/>）

⁸³ 主要な法改正の内容については、内閣府リリース (https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20240520.html) 等を参照

⁸⁴ JFRウェブサイト (<https://www.j-front-retailing.com/sustainability/materiality.html>) を参照

⁸⁵ 2019年の「JFRお取引先様行動原則」の策定とあわせて、当該行動原則に内包される形で、「国際人権章典」、「ビジネスと人権に関する指導原則」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」及び「国連グローバルコンパクト10原則」をもとに人権方針が策定されている



図表 13：JFR グループの人権 DD サイクルとこれまでの取り組みの位置づけ⁸⁶

当該取り組みについて、人権関連の対応に関して自社単独では取り組みが容易ではない取引先企業に対して、事業運営上不可欠な情報・知見を獲得する機会へのアクセスを広く提供するものであり、取り組み意義は大きいと JCR は考えている。

なお、日本政府では、「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりと行動計画策定の必要性の高まりを受けて、2020年9月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」⁸⁷を策定した。当該計画において、日本企業が、規模・業種等に関わらず、国際的な人権に関する諸指針・規範等のコンセプトや方針を尊重し、人権 DD プロセスの導入や、自社の調達網を含む各ステークホルダーとの対話を行うことが期待されている。JFR グループの取り組みは、上述の社会全体の課題認識の方向性に沿ったものであると JCR は考えている。

以上より、本フレームワークに定める資金使途は、いずれも社会的便益を有し資金使途として適切であると JCR は評価している。

⁸⁶ JFR ウェブサイト (<https://www.j-front-retailing.com/sustainability/diversity/diversity04.html>) を参照

⁸⁷ 外務省「『ビジネスと人権』に関する行動計画」(<https://www.mofa.go.jp/files/100104121.pdf>) を参照

2. 環境・社会に対する負の影響について

環境・社会的リスクにかかる本フレームワーク

なお、すべての適格プロジェクト候補について環境・社会的リスク低減のために以下について対応していることを確認します。

- 国もしくは事業実施の所在地の地方自治体にて求められる環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査の実施
- 事業実施にあたり地域住民への十分な説明の実施
- 当社グループにおける安全管理体制に基づく店舗等での安全確保の実施
- 当社グループの「サステナビリティ方針」、「JFR 行動原則」などに沿った調達、人権、労働安全衛生への配慮の実施

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JFR では、本フレームワークに基づく資金調達の用途対象となりうるプロジェクトを検討、選定する際に、当該プロジェクトが環境及び社会に及ぼし得るネガティブな影響について幅広い観点から精査を行い、潜在的なリスクを把握するとともに、当該リスクが発現する蓋然性が低いことを確認している。

以上より、JCR は、本フレームワークで定める資金用途について、想定される環境・社会に関するネガティブ影響について、適切な回避・緩和策が講じられていると評価している。

なお、想定される環境・社会に関するネガティブ影響への回避・緩和策について、今般のフレームワーク改定において、内容面で特段の変更はなく、従前のフレームワークを参照し実行されたサステナビリティファイナンスの運用内容を包含していると判断される。この観点からも、JFR の対応方針は引き続き適切であると JCR は評価している。

3. SDGs との整合性について

資金使途の対象となるプロジェクトは、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



目標 4：質の高い教育をみんなに

ターゲット 4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。



目標 5：ジェンダー平等を実現しよう

ターゲット 5.4 公共のサービス、インフラおよび社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
 ターゲット 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に増やす。
 ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
 ターゲット 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
 ターゲット 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
 ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 10：人や国の不平等をなくそう

ターゲット 10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。



目標 11：住み続けられるまちづくりを

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
 ターゲット 11.6 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 ターゲット 11.7 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。



目標 12：つくる責任 つかう責任

ターゲット 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

ターゲット 12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。



目標 15：陸の豊かさも守ろう

ターゲット 15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。



目標 17：パートナーシップで目標を達成しよう

ターゲット 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

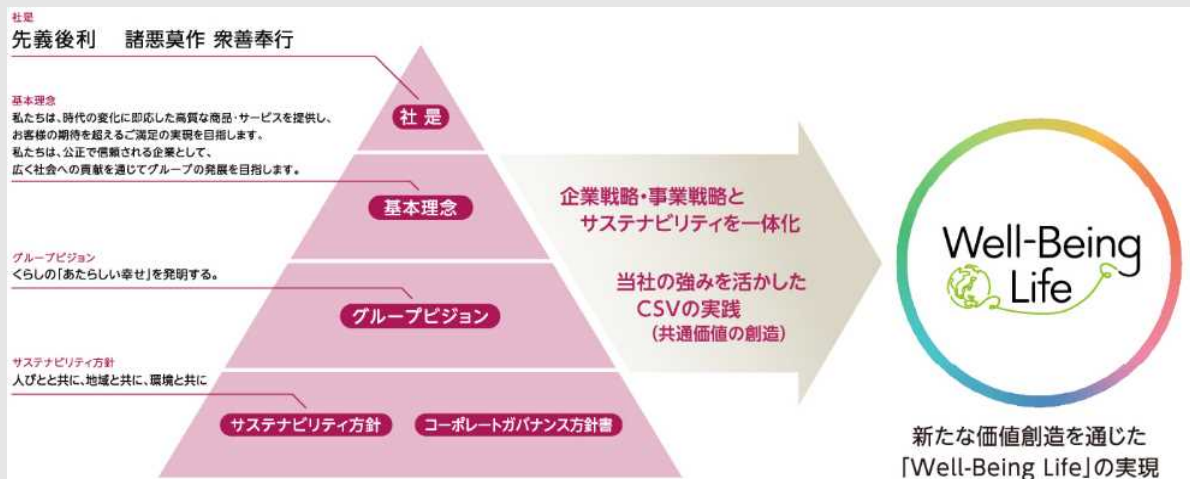
JCRは本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクトの選定基準、プロセスについて、専門知識をもつ部署及び経営陣が適切に関与しており、透明性も担保されていると判断している。

1. 目標

目標にかかる本フレームワーク（変更後・抜粋）

【当社が目指すサステナビリティ経営】

当社は、持続可能な社会とくらしのあたらしい幸せの実現に向けて、環境・社会課題の解決と企業の成長を両立させるサステナビリティ経営を推進し、お客様、お取引先様、従業員などステークホルダーの皆さまの「Well-Being Life（心身ともに豊かなくらし）」に貢献したいと考えています。



【当社が取り組むマテリアリティ】

当社は、2024年からスタートした中期経営計画の策定にあたり、2030年の社会を展望した当社の目指す姿を描きました。そこでは、当社の事業を通じて私たちが社会に提供したい価値とは「感動共創」「地域共栄」「環境共生」であり、それをステークホルダーと分かち合うことでグループとして持続的に成長していくと結論づけました。これに基づき、マテリアリティの見直しを行い、5つのテーマを特定しました。マテリアリティへの取り組みを、課題の解決にとどまらず企業成長に結びつけていくため、事業戦略と一体となり推進します。このため、従来に増して従業員一人ひとりの熱量と行動が重要であるとの考えから、能動的な表現に変更しています。私たちは、サステナ

ビリティと事業戦略を融合させ、CSV（共通価値の創造）に取り組むことで、ステークホルダーの皆様の Well-Being Life を実現していきます。



【本フレームワークに対する JCR の評価】

JFR は、社是・基本理念である「先義後利」「諸悪莫作・衆善奉行」のもとで、基本理念、グループビジョン、サステナビリティ方針を策定しており、これらのビジョン・方針のもとでサステナビリティ経営を推進している。その上で、サステナビリティと企業戦略・事業戦略を一体化させることで新たな価値を創造し、各ステークホルダーの「Well-Being Life」に貢献することを目指している。

JFR は、現中計の策定とあわせて、2030 年の目指す姿を描いており、事業活動を通じて社会に提供する価値として、「感動共創」「地域共栄」「環境共生」の 3 点を掲げている。また、あわせてマテリアリティの見直しも行っており、かかる共創価値を含む 2030 年のありたい姿からのバックキャストや社会的な情勢変化等を踏まえ、マテリアリティを 5 項目に整理するとともに、グループ社員がサステナビリティ課題を自分ごととして捉えるべく、より能動的な表現への変更がなされている。マテリアリティの先に目指す方向性は従前から変わらず、サステナビリティと企業戦略・事業戦略の一体化を通じて、環境・社会の持続可能性と企業の持続的成長の両立を志向している。

JFR が本フレームワークで適格クライテリアと定義している各プロジェクトは、上記の 5 つの各マテリアリティの実現に資するものであり、これらのプロジェクトの実行が JFR のビジョンの実現につながり得ると考えられる。これより JCR は、JFR によるサステナビリティファイナンスの実行は、JFR の目標に合致したものであると評価している。

2. 選定基準

JCR は、本フレームワークの適格クライテリアについて、評価フェーズ 1 で確認したとおり、高い環境改善効果及び/又は社会的便益を有するプロジェクトを対象としていると評価している。

3. プロセス

プロセスにかかる本フレームワーク（抜粋）

調達資金が充当されるプロジェクトは、財務戦略統括部グループ資金・財務政策部及び経営戦略統括部グループ経営企画部が、調達資金の用途にて定める適格クライテリアへの適合状況に基づいてプロジェクト候補を選定します。選定されたプロジェクト候補について、当社グループの社是・基本理念及びサステナビリティ方針への整合性に基づき、財務戦略統括部長が最終承認を行います。その結果については、当社のグループ経営会議に報告されます。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

サステナビリティファイナンスの資金使途の対象となるプロジェクトの選定にあたっては、財務担当部門の他、経営戦略統括部の中で、全社のサステナビリティ活動を推進するサステナビリティ推進担当（前回評価時の「経営戦略統括部 ESG 推進室」から名称が変更）を含むグループ経営企画部も関与する形で、対象プロジェクトの適格クライテリアへの適合性等につき確認を行い、プロジェクトの選定を行う。その後、財務戦略統括部の部門長の承認を経て、プロジェクトの採否が最終的に決定される。

以上を踏まえ、本フレームワークで定めるプロジェクトの選定プロセスについて、経営陣や社内の専門部署等が適切に関与しており、引き続き問題ないと JCR は評価している。

なお、JFR のサステナビリティファイナンスに関する目標、選定基準及びプロセスについては、本評価レポート及び JFR のウェブサイトを通じて、投資家を含め一般に開示される。また、JFR は、サステナビリティファイナンス実行時に対象プロジェクト等に関する開示を、発行登録追補書類等の法定開示書類、ウェブサイト、事前の投資家向け説明等を通じて行うことを予定している。かかる開示についても、フレームワーク上の方針に改定前から特段変更はなく運用の連続性は維持されており、投資家等に対する情報開示の透明性は、引き続き確保されていると JCR は評価している。

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本項では、本評価対象に基づき調達された資金が確実にグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象に基づき調達した資金が、早期に各適格プロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、JFRの資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートを通じて開示され、透明性は高いと評価している。

資金管理にかかる本フレームワーク（抜粋）

調達資金は、財務戦略統括部グループ資金・財務政策部が適格プロジェクトへの充当及び管理を行います。グループ資金・財務政策部は、本フレームワークにて調達された資金と同額が適格プロジェクトに充当されるよう四半期毎に内部会計システム及び内部管理ファイルを用いて、追跡、管理します。なお、内部管理ファイルでは、各適格事業レベルにて充当状況を把握し管理します。調達資金が適格プロジェクトに充当されるまでの間、または十分な適格事業がない場合の未充当資金については、現金または現金同等物にて運用し、調達から 2 年程度の間には充当を完了する予定です。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JFR では、サステナビリティファイナンスにより調達した資金について、専用の帳票を作成し管理する予定である他、定期的に役職者による確認も予定されており、入出金に係る記録及び帳票の保管等の体制は引き続き適切と考えられる。また、調達資金の資金管理を含む一連の業務プロセスについては、引き続き定期的な内部監査及び会計監査の対象になっている。

調達資金が資金使途対象に充当されるまでの間、調達資金は現金又は現金同等物にて管理される想定である。また、売却等によりプロジェクトが資金使途の対象でなくなった場合、JFR では調達資金を、適格クライテリアを満たす代替プロジェクトに充当する方針である。なお、資金調達に関連する各種書類は、当該ファイナンスの償還/返済まで保管される想定であり、管理体制に問題はない。

なお、本フレームワークに定める資金管理プロセスは、フレームワークに基づく資金調達手段の対象範囲が、債券に加えて借入まで拡充したことに伴う軽微な修正が施されている。それ以外では特段の変更はなく、従前のフレームワークを参照し実行されたサステナビリティファイナンスの運用内容を包含していると判断される。かかる点も踏まえるに、JFR の資金管理体制は引き続き適切であると JCR は評価している。

III. レポーティング

【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、JFRのレポーティングについて、資金の充当状況及び環境改善効果、社会的便益について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

レポーティングにかかる本フレームワーク（変更後・抜粋）

<資金充当状況に関するレポーティング>

調達資金を全額充当するまでの間、年次で充当状況に関する以下の項目について、実務上可能な範囲でレポーティングする予定です。

- プロジェクトカテゴリーごとの充当額と未充当額
- 未充当額がある場合は、充当予定時期と未充当期間の運用方法
- 新規支出とリファイナンスの割合

<インパクト・レポーティング>

調達資金の残高がある限り、適格プロジェクトによる環境・社会への効果に関する以下のいずれかまたは複数の項目について、実務上可能な範囲でレポートする予定です。

グリーンプロジェクトカテゴリー	レポーティング項目		
	アウトプット	アウトカム	インパクト
グリーンビルディング	・建物概要	・取得認証種類、ランク、取得時期 ・使用電力削減量 ・CO ₂ 排出削減量	環境共生（脱炭素社会の実現）
再生可能エネルギー	・プロジェクト概要	・年間発電量 ・CO ₂ 排出削減量 ・全電力消費量に占める再生可能エネルギー由来電力割合	
クリーン輸送	・プロジェクト概要	・社用車 EV 化による CO ₂ 排出削減量 ・EV 充電スタンドの設置台数	
エネルギー効率	・プロジェクト概要	・CO ₂ 排出削減量 ・エネルギー消費削減量/削減率	
リサイクル、汚染防止	・プロジェクト概要	・包装資材使用削減量 ・「エコフ」活動の回収実績	

		・「AnotherADdress」の会員数、アップサイクル商品数	
生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理	・プロジェクト概要	・緑化面積	環境共生（気候変動への対応、エコロジカル・ネットワーク形成）

ソーシャルプロジェクト プロジェクト カテゴリー	レポート項目		
	アウトプット	アウトカム	インパクト
地方創生	・プロジェクト概要	・基点となった店舗への来店数 ・協定自治体数	店舗を基点とした地域資産を活かした持続可能な街づくり
創業・事業承継支援	・投資企業数 ・投資金額	・投資先の企業概要 ・投資先の従業員数	新しいビジネスモデルによる社会課題解決や、地域産業の継続による雇用創出・維持を目指した地域経済への貢献
ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの（DE&I）推進	・プロジェクト概要	・女性管理職比率（連結） ・JFR カレッジ/キャリアアップフォーラム年間参加人数 ・障がい者雇用率（連結） ・実施した研修内容および受講者数	すべての人々がより互いの多様性を認め個性を發揮できる社会の実現
共生社会の実現	・プロジェクト概要	・整備によって対応可能になった支援・サービス ・社員研修の内容・実施回数 ・取引先向け研修の参加人数と参加社数	障がいの有無に関わらず、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現

【本フレームワークに対する JCR の評価】

資金の充当状況に係るレポート

JFR は、サステナビリティファイナンスにより調達した資金の充当状況について、本フレームワークに定める内容を、年次で統合報告書、同社ウェブサイトのいずれか又は両方で開示する予定である。また、調達資金の全額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時に同社ウェブサイト等での開示を予定している。総じて、改定後のレポート体制について、軽微なものを除けば、内容面に影響する変更はない。

なお、これまでのレポート実績に関して、JFR では、発行済のサステナビリティボンドにつき、同社ウェブサイト上で適切に開示されていることを JCR は確認している。

環境改善効果・社会的便益に係るレポート

JFRは、グリーンプロジェクト、ソーシャルプロジェクトがもたらす環境改善効果・社会的便益に関するインパクト・レポートについては、アウトプット、アウトカム、インパクトの3段階で開示事項が示されている。また、これらのインパクト・レポートについては、本フレームワークに定める内容を年次でウェブサイト上で開示する予定である。

本フレームワークに定めるレポート項目は、資金使途の対象として今般追加されたプロジェクトに係るレポート内容の追記や軽微な修正を除けば、全体として、内容面で今般の改定に際して大きな変更はない。インパクト・レポートの具体的な内容については、CO₂排出削減量、発電量、包装資材使用削減量、緑化面積等の定量的指標が含まれアウトカムの定量化が図られており、プロジェクトの環境改善効果を把握する上で、引き続き適切である。また、社会的便益に関するレポート事項についても、取り組みの概要等にとどまらず、取り組みがもたらし得る定性的な影響や、店舗への来店数、女性管理職比率等の定量的な指標も含まれており、プロジェクトの社会的意義を示す上で、引き続き適切である。

以上より、JCRでは、JFRが本フレームワークに定めるレポートについて、資金の充当状況及び環境改善効果、社会的便益について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

なお、これまでのレポート実績に関しては、過去に発行したサステナビリティボンドにつき、資金充当状況と同様に、インパクト・レポートについても適切に開示されている⁸⁸ことを、JCRは確認している。

⁸⁸ 第9回無担保社債（サステナビリティボンド | 2021/5 発行）については、ウェブサイト上で所要事項が開示されている（参照：https://www.j-front-retailing.com/ir/library/pdf/sustainability/2022/J_FRONT_2022_J_59.pdf）

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナビリティファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクトの選定基準等が明確に位置づけられているか、等を評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、JFRがサステナビリティに関する問題を経営の重要課題と位置付け、サステナビリティに関する問題に関する会議体を有して実務・経営の観点から取り組みを行っているほか、社内の専門部署や外部の専門家の知見を取り入れつつ、各種サステナビリティ方針等を策定しており、外部のイニシアティブにも積極的に参加している点について、高く評価している。

JFRは、「先義後利」「諸悪莫作・衆善奉行」という社是のもと、顧客を始めとするステークホルダーの「Well-Being Life」の実現に向けた事業活動に取り組んでいる。これは、JFRの前身である大丸と松坂屋において、創業以来の長い歴史の中で、常に顧客に謙虚であること、また諸悪を犯すことなく善行を行う、という精神を受け継ぎ実践されてきたものである。社是は、「お客様第一主義」「社会への貢献」を意味しており、顧客を始めとしたステークホルダーのことを考え抜き行動することが社会価値と経済価値を両立する共通価値の創造（CSV）そのものであるとの考えのもと、企業戦略・事業戦略とサステナビリティを一体化させた取り組みの推進を念頭に事業を展開している。

JFRは、現中計の策定とあわせて、2030年の目指す姿を描いており、社是や基本理念等を踏まえ、事業活動を通じて社会に提供する共創価値として、「感動共創」「地域共栄」「環境共生」の3点を掲げている。また、あわせてマテリアリティの見直しも行っており、かかる共創価値を含む2030年のありたい姿からのバックキャストや社会的な情勢変化等を踏まえ、マテリアリティを従前の7項目から5項目に整理するとともに、グループ社員がサステナビリティ課題を自分ごととして捉えるべく、より能動的な表現への変更⁸⁹がなされている。マテリアリティの先に目指す方向性は従前から変わらず、サステナビリティと企業の持続的成長の両立を志向している。

サステナビリティ推進体制について、JFRグループでは、サステナビリティに関する重要課題への対応を通じたサステナビリティ経営をグループ全社で横断的に推進させるため、サステナビリティ委員会を設置⁹⁰している。同委員会は、リスクマネジメント委員会・コンプライアンス委員会と並ぶ、代表執行役社長直轄の諮問委員会と位置づけられ、半期に一度開催し、JFRグループ各社のマテリアリティについての実行計画策定と進捗モニタリングを行っている。同委員会で議論された内容は取締役会に報告され、サステナビリティ課題への長期目標や取り組み進捗についての議論・監督が行われている。

⁸⁹ 一例として、従来の「脱炭素社会の実現」を「環境と共に生きる社会をつくる」とする等、いずれも述語で終える表現に変更されている。このことで、従業員個々人が自らを主語として捉え、サステナビリティを自分自身が取り組むべきテーマであると自覚してほしいとの思いが込められている

⁹⁰ 代表執行役社長が委員長をつとめ、JFRの事業統括部長やグループ事業会社の社長等16名が委員として参加する

一方、グループ全体の実務レベルでのサステナビリティ推進に向けた取り組みについては、経営戦略統括部のグループ経営企画部サステナビリティ推進担当⁹¹が主導的な役割を担っている。同部署が中心となって社内の関連部門との連携を図り、戦略の策定、従業員へのサステナビリティに関する取り組みの浸透策や情報開示等を手掛けている。

JFR グループのサステナビリティに係る取り組みは、環境分野を中心として外部の専門家の意見も取り入れながら進められている。例えば、GHG 削減目標については、2019 年に SBT (Science Based Target) イニシアティブによる認定を取得して以降、2021 年には「1.5°C目標」認定を取得、2023 年 2 月には Scope1・2・3 の GHG 排出量について 2050 年までの「ネットゼロ目標」の認定を取得している。その他、TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース) 提言や、「国際人権章典」、「ビジネスと人権に関する指導原則」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」の支持、国連グローバルコンパクトへの署名等、様々な国際規範・イニシアティブにも賛同しており、JFR グループのサステナビリティに係る取り組みは、社内外の知見を活用して客観性をもって進められていると考えられる。

以上より、JFR では、経営陣がサステナビリティに関する問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけ、サステナビリティに関する問題に関する会議体を有して実務・経営の観点から取り組みを行っているほか、社内の専門部署や外部の専門家の知見も必要に応じて取り入れつつ、サステナビリティに関連する各種ビジョン・方針等を策定の上で事業活動に取り組んでおり、外部のイニシアティブにも積極的に賛同・参加している点について、JCR は高く評価している。

⁹¹ 2018 年の発足当時の呼称（経営戦略統括部 ESG 推進部）から名称が変更されている

評価フェーズ 3: 評価結果 (結論)

SU 1(F)

本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価 (資金使途)」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”と、「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンローン原則」、「ソーシャルローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」及び「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性・ ソーシャル性 評価	gs1(F)	SU 1(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs2(F)	SU 2(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs3(F)	SU 3(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外
	gs4(F)	SU 4(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外
	gs5(F)	SU 5(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 永安 佑己・日野 響

本評価に関する重要な説明

1. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価又はソーシャルファイナンス評価等を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境又は社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果・社会的便益について責任を負うものではありません。サステナビリティファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果・社会的便益について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに該当する場合に限り、サステナビリティエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR サステナビリティファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生の損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、評価の対象であるサステナビリティファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価：サステナビリティファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、SU 1(F)、SU 2(F)、SU 3(F)、SU 4(F)、SU 5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル